

## 第18回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和4年3月11日（金）

午前 9時30分 開 議

委員長 本日の出席委員数は全員であります。会議は成立しております。

内記町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、日程に従い、本日の審査を始めます。

本日は、健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、西和賀さわうち病院の審査を行います。

また、本日3月11日は、東日本大震災が発生した日であります。震災が発生した午後2時46分にはひとまず審査を休憩し、犠牲となられた方々のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、健康福祉課の審査を始めます。関係する保険税等の関連で、税務課の審査も一緒に行います。

健康福祉課の審査は、議案第33号 令和4年度西和賀町一般会計予算のほか、議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算、議案第35号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算の3特別会計も対象となります。

それでは初めに、健康福祉課が所管する一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課の予算審査特別委員会に出席をしております健

康福祉課職員を紹介いたします。保健師長の廣田里美です。副保健師長の中野真理です。課長代理の吉田祐康です。課長代理の深澤早苗です。最後に、私は健康福祉課長兼地域包括支援センター所長の新田由香里です。どうぞよろしくお願いたします。

健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計になります。一般会計では、2款総務費、3款民生費、4款衛生費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、病院事業の4特別会計を合わせた繰出金5億8,496万8,000円を含め、合計で13億603万5,000円と、前年度に比較し2,375万7,000円の減となっております。ほかに特別会計として、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計の合計22億1,528万7,000円を合わせて、35億2,132万2,000円の予算規模となっております。

初めに、一般会計の予算の概要について、抜粋した予算書に基づき、歳出を中心に令和4年度から新たに取り組む事業、前年度予算から変更した事業など、主なものを説明させていただきます。

抜粋した予算書5ページをお開きください。歳出の2款1項5目総務費、財産管理費は、前年度比25万9,000円減の7万1,000円です。福祉対策基金などの基金へ利息を積み立てるものです。

3款民生費の総額は、前年度比888万減の9億2,837万3,000円です。7ページをお開きください。3款1項1目民生費、社会福祉総務費、上段のほうになりますが、国民健康保険事業、27節、

国民健康保険特別会計の繰出金は、前年度比453万2,000円減の5,656万9,000円。介護保険事業、27節、介護保険特別会計の繰出金は、前年度比772万3,000円増の2億4,820万6,000円になります。

2目高齢者福祉費、巣郷温泉老人憩の家管理費10万2,000円は、令和4年分の土地借上料を計上しております。

老人医療費給付事業4,230万5,000円は、令和3年度からの制度改正に伴いまして、令和4年度は、医科は67歳以上、歯科は70歳以上の方を対象に医療費の一部を給付する事業に係る経費になります。

8ページを御覧ください。介護福祉政策事業、中段より下のほうになります、介護福祉政策事業152万2,000円は、令和2年度から介護人材の確保対策として実施してきた介護魅力発信事業を継続して取り組むとともに、新たに18節負担金、補助及び交付金、介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金96万円を計上し、介護事業所や福祉事業所に従事する方が返還する奨学金の一部を補助する経費になります。

9ページをお開きください。上段より中ほどの後期高齢者医療制度事業、27節、後期高齢者医療特別会計の繰出金は、前年度比657万5,000円増の4,058万5,000円になります。

10ページを御覧ください。3目障害者福祉費、中段になります、人工透析患者通院交通費助成事業41万7,000円は、腎臓機能に障害を有する方が人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成する経費になります。

14ページをお開きください。4款衛生費の総額は、前年度比1,461万8,000円減の3億7,759万1,000円です。4款1項1目保健衛生費、保健衛生総務事務費、15ページの上段のほうにあります11節役務費、計量器検査手数料2万1,000円は、法令に基づき2年に1回行う体重計や血圧計など、計量器の検査に係る手数料。12節委託

料、ウイルス検査・ワクチン接種業務委託料4万4,000円は、検診業務を行う健康福祉課職員の麻疹風疹ウイルスなどの抗体検査、検査の結果、抗体がない場合に行う各種ワクチン接種に係る業務委託料の経費になります。

16ページを御覧ください。乳幼児健診事業、中ほどにあります17節備品購入費123万4,000円は、幼児健診の際に使用する視覚検査機器、視覚屈折スクリーニング検査機器を新たに導入する経費になります。

17ページをお開きください。中ほどより下のほうにありますさわうち病院事業、27節、病院事業会計への繰出金は、前年度比2,410万1,000円減の2億3,960万8,000円になります。

2目予防費、予防事務費、11節役務費、18ページ上段にありますP H R、パーソナルヘルスレコードデータ提供手数料2万7,000円は、がん検診の結果をマイナンバーカードを活用したマイナポータルサイトで自分の情報を閲覧できるよう、町の健康システムにデータを提供するための処理手数料の経費になります。

予防接種事業、12節、個別予防接種業務委託料918万9,000円は、予防接種法に基づき実施している定期予防接種において、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開されますので、その経費を追加しております。

また、追加的対策として、令和3年度までの事業として実施しておりました風しん抗体検査及び予防接種につきましては、国の目標接種率に達しないなどとの理由により、令和7年度まで延長されたことに伴い、抗体検査業務委託料49万3,000円、接種業務委託料46万5,000円を計上するものです。

19ページをお開きください。新型コロナウイルスワクチン接種事業2,418万5,000円は、ワクチン接種に係る経費になります。

3ページに戻りまして、歳入になります。22款4項1目雑入、下段のほうになりますが、子宮がん検診個人負担金38万円は、子宮頸がん検診

の対象者の検診の個人負担額2,000円を1,000円に見直すことに伴い、前年度に比較して12万円減額して計上しております。

最後に、予算説明書では一般会計の事業について、23ページから48ページまで、事業ごとの予算、事業費の内容など概要を記載しております。令和4年度に、新たに事業で説明をしました介護福祉政策事業は28ページ、人工透析患者通院交通費助成事業は33ページ、乳幼児健診事業は40ページ、予防接種事業については44ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業は46ページに記載をしておりますので、御覧ください。

一般会計の予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費の質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私から3点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、予算説明書の24ページ、NPO法人人材バンクにしわが補助事業ということでありますが、これも毎回事あるごとに質問をさせていただいて、非常に恐縮な面もあるわけですが、本年度は昨年度よりも100万円減ということでありますが、その事業概要を見ると、NPO法人の安定的運営に資するための支援ということでありますが、だんだんその補助金も減らしていくというような方向で、こういった予算措置になったのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

次に、予算書の33ページ上段の人工透析患者通院交通費補助事業についてであります。これは人工透析をされている方が病院に通院するための補助ということでありますが、これは対象者が20人ということでありますが、補助内容といえますか、詳細といえますか、上限があるのか、どの程度の補助率なのかと。これは、町外、町内の病院に通院すること関係なく適用さ

れるものかということについてです。

3点目は、予算説明書の48ページの上段ですけれども、地域自殺対策事業ということで事業概要がありますが、今回借上料、多分車ということのかなというふうに思いますけれども。これは、訪問活動というのは年間定期的に何回とか、そういう形で行われているものなのか、不定期で行われて対応されているのかということと、事業概要を見ると、下のほうに行くと、初めは高齢者の支援が必要な訪問相談ということでありますが、障害者の理解であるとか、地域のボランティアを育成する支援とかという事業概要となりますが、これは少し自殺対策事業と違う面もあるのかなという気が個人的にはして、障害者対策あるいは高齢者支援もほかの事業でもやっておりますが、そちらではやらないで、こっちの地域自殺対策事業でそういったことを行うということなのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私のほうから、予算説明書24ページの人材バンクについての補助金の減額というか、本年度300万円というところの状況についてお話をさせていただきます。

こちらにつきましては、今年度から人材バンクにしわがということでNPO法人を立ち上げて、そちらのほうに年間400万ということで今年度は補助をしております。まず、主に事業、人材バンクの運営に係る人件費、それからそちらの施設内、事務所の中で使っております機器のリース等の使用ということで、これまで補助をしておりました。今回、今年度新たにまた人材バンクを立ち上げて、町からの受託、それから独自の事業を実施しているというところの請負の部分につきましては、今年度事業費のほうの増額が、受注件数もですが、費用についても見込まれるということで、今後来年度についての予算計上する際に、来年度も同様に、今年度以上にまず請負する分の受託する分が増える

というふうな見込みの中から、運営費についての一部の助成について100万ほど減額をしたということになります。

一応考え方とすれば、まず町とすれば、この補助分については年々減額をしていきたいということで、人材バンクさんのほうにもお話をしているような状況になります。

そして、予算の説明資料33ページの人工透析につきまして、具体的な補助内容であったり、それから対象者についての医療機関のほうが町内、町外かというふうなご質問についてお答えいたします。

こちらにつきましては、まず人工透析をするために、医療機関に交通機関、自家用車の自動車についても含むということで考えております。一応考え方としては、その本人、それから同一世帯の申請時における住民税が非課税の方ということで、非課税世帯の方を対象に補助をしていきたいと考えておりますし、生活保護法により医療費扶助の移送費等の助成などを受けている方はまず対象外というところで考えております。

助成額につきましては、まず通院の距離、往復の距離に応じて、それぞれ基準の月額を定めておまして、まず5キロ以上15キロ未満というところで、それぞれ10キロ程度で支出する枠を決めまして、一応最大45キロ以上が月額5,000円を助成したいと考えております。

まず、一応それが上限額ということですので、実際その距離数に応じまして、1キロ当たり15円で計算した額のほうが低い場合は、そちらの実費分を助成するという形で今考えているところになります。

そして、町外か町内、どちらもということなのですが、医療機関については特にどちらでも構わないということで、今のところ想定をしております。

ということで、まず今のところ20人程度かなというところで予算を見込んで計算をして、予

算計上をしているところになります。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 それでは、予算説明書48ページの地域自殺対策事業についてご質問ありましたので、お答えいたします。

これにつきましては、自殺対策事業の幅はとても広いと思っております。その中で、予算計上としてここにまず上げているわけですが、お尋ねありました訪問活動についてですけれども、定期的なのかというふうなお話がありましたけれども、きちんと明確な形での定期的な訪問と言われると、ちょっとそこはそうではないかもしれませんが、気になる方、それから地域からちょっと相談があった方とか、そういった方にはまず訪問活動をしております。

令和2年度は、精神に関係する家庭訪問につきましては延べ32人という実績です。そして、訪問のほかに、精神障害の方々の集まりを2か月に1回行っておりますし、それからボランティアのお話がありましたけれども、それにつきましては命の門番と言われるゲートキーパー、そのゲートキーパーを養成する講座を毎年開催しておりますけれども、その方々がボランティアとなって、気になる方にちょっと声をかけていただくような活動を地道に行って、自殺を予防するというふうな活動を展開してきております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 NPOの人材バンクについてですが、人材バンクについては、経営というか、運営に対する補助金を出すだけで、特段指導であったり、そういったことはしていないのか、しないのか、その点についてと。

人工透析は理解をしました。

自殺対策ですが、定期的ではないけれども、訪問活動をするような今ご説明いただきましたが、ということは特段訪問しない例えば月であったり、そういうこともあるのかということ。

また、ボランティアを、現在どの程度の方々が育成をされて、例えば令和4年はどの程度までそういう人たちを増やしていきたいという、そういう何か具体的な目標があれば、お知らせをいただきたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 NPO人材バンクについての経営的な補助以外に、まず町としての関わり方というところのご質問だったかと思います。まず、今年度、これまでシルバー人材センターから人材バンクにしわがという形で運営形態をちょっと変えたのですけれども、令和2年度につきましては切り替える際に、いろいろと町と、それから人材バンクさんとのやりとりの中で助言をしたりだとか、こちらに相談があれば受けたりという形でしてまいりました。

人材バンクにしわがになってからは、まず、不定期でありますけれども、こちらでも気になったときに寄ってお話を、経営状況の確認をしたりだとか、それから予算、決算の際にお話を伺ったりだとかということで、不定期ではありますがありますけれども、人材バンクさんとのやり取りをしているような状況になります。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 質問ありましたゲートキーパーについてですけれども、ちょっと経年で計上した数字を今持ち合わせておりませんが、まず毎年10人程度の養成となっております。目標としましては、自殺対策計画では一応年2回開催することと、それからゲートキーパーの養成人数を町職員を含めて70人というふうな形で目標を掲げております。目標年度が一応2023年度というふうになっておりました。ちょっと町職員に対しては、まだできておりませんので、そこら辺の目標をまた再確認して、令和4年度、事業を進めてまいりたいと思います。

あと、訪問に関しては、毎月かというお問合せでしたけれども、毎月同じ方に訪問はしていない現状ではあります。

委員長 淀川豊君。

10番 人材バンクについてですが、その組織がNPO法人という形になったということだと思います。もちろんNPO法人格については、町内いろいろな団体もあるかと思いますが、そこら辺の各団体への支援、あるいはそういった整合性についても検討されている状況なのか。その点についてと、自殺対策事業ということで非常にこれは重要な、そういう事業だなというふうに思っているのですが、この予算説明書を見ると、事業概要はありますが、訪問車両の借り上げをすることが何かメインのような、そういうような予算説明書となっておりますので、実際はもっともっときめ細やかに計画を立てながらやっているかというふうに思いますので、その辺は目標を立てて、計画に沿って実行していただきたいというふうに思います。

委員長 内記町長。

町長 NPO法人の町全体の考え方、現状についてお答えいたします。

NPO法人は、基本的に特定非営利活動法人ということで、公共性を持ってボランティア的な集合体だったり、様々な形があると思います。また、一部に営利事業も一緒にとということもあって、法人それぞれの性格があると思います。法人をそういうことで統一的に見ることは、なかなか難しいかなと思っておりますので、その活動の状況と町の果たす役割、お互いにやるべきことかどうか、そういうような視点で、そういう支援等の在り方は個々に考えていくという現状であるというふうに考えております。

委員長 高橋和子君。

4番 資料を頂いているので、そちらをお尋ねしていいでしょうか。人間ドック関連で、資料を提出していただいております。これの一通りの説明をお願いします。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 それでは、配付させていただきました一日人間ドック受診率及び指導区分についてご

説明をまずさせていただきます。

まず、この一日人間ドックは、当初は35歳以上から64歳までの方を対象に行ってきたけれども、平成27年度から30歳以上を対象にして枠を広げて行ってきたしております。この資料は、平成25年度から令和3年度までの9か年を内訳、資料区分で出しておりますけれども、御覧のとおり最初の平成25年度は受診率が17.3、対象者数にしての受診率は17.3で、今年度、令和3年度につきましては13.4ということで、受診率は下がってきておる状況です。

そして、指導区分につきましては、これは1つでも再検査の項目が入りますと、A判定ではなくなりますので、Aの方はもうここ3年はゼロというふうな形になっておまして、一番多いのがB判定、軽度異常あり、経過観察を要するという方が一番多く、次に治療中または治療を要するという方が次に多くて、あと再検査、精密検査が必要だ、あるいは生活習慣の改善を必要とするという方が次に多いというふうな結果となっております。

もう一枚の資料、一日人間ドック初回受診者数ですけれども、国で求める初回受診というふうな報告ものがあるのですけれども、がん検診についての報告ものがあるのですけれども、そのため初回というのを全くの初回ではなく、3年間受診がなかったものを初回という扱いで集計をさせていただきます。

そして、これを見ますと、これは平成27年度からの資料となりますけれども、当初は30歳代の方が少なかったのですけれども、だんだん徐々に多くなってきておまして、令和3年度につきましては30歳代が21人となっております。割合的には、30歳代の方が右側のほうの資料なのですけれども、30歳代だけをちょっと集めてみますと、当初は5%、30歳代の中の5%の方が受けていただいていますけれども、令和3年度になりますと9.8%ということで、約1割の方がドックを受けていただいているというよう

な状況なので、この一日人間ドックが浸透されて、安く受けられる、それから近場で受けられるといった形で、若い方がこのドックを受けていただいている傾向だと捉えております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。この人間ドック検診は30から64歳ということで、今ご説明ありましたように、受診率出ておりますが、こういった実態というのは納得がいくものか。健康福祉課として、受診率を見た場合に、やはりもっと受けてほしいと思っておられるのか、まあまあこの程度かなということか、その辺りをお伺いしてみたいと思いますが。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 委員さんのもっと受けたほうがよろしいのではないかというご意見と受け止めております。私どもも、とても充実した検診内容でありますし、安い値段でがん検診から受けられる検診ですので、受けていただきたいと思っておりますけれども、そこはPR不足、あるいはその辺りもちょっとあるのかなと考えております。アンケートを取らせていただいているのですけれども、そのアンケートの中から分かったのが、事業所の検診として、職場の検診として検診費用を会社から助成してもらっているという方がいらっしました。まず、把握できているところで3事業所ですけれども、そういった形で、会社のほうでこのドックを広く職場検診としてご利用いただけるような形のPRを今後考えていきたいと思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 昔と違ってすぐく住民の方々の働きというか、暮らしのありようというのが非常に複雑になってきているのだろうと思います。しかしながら、今ご説明あったように、アンケートや、いろいろ住民と接する機会がたくさんあるわけですから、もしなかったら接する機会をつくらなければならないと思うのですが、そうい

った場面での健康状態を把握するチャンスをどのように持つのか。その辺りもっと追求していないと、住民は住民主体で動いているわけですから、やはり積極的に入って行って把握していないと、どんな健康状態になっているか分からないし、私たちは議会として疾病統計とか拝見するような状態にもなっておりませんが、そういった疾病の構造とか、暮らしの中から病気は出てくるわけですから、やはり統計的にしっかり押さえて、そしてどこにどう対処すれば受診率が上がり、病気を抑えられるのか。やはり保健師さんたちはプロなので、頭の中では分かっていると思いますが、自分たちだけではなく、課全体、そして役場全体でそういったことに目を向けて、健康な住民をつかっていくということが必要だと思うのですが、そういった場合に、今事業所という話がありました。こういったことは、非常に大事だろうと思いますが、もっとしっかり把握するために、住民組織の保健委員さんとか、お願いするとか、そういった場面はどうなのでしょう。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 委員さんのおっしゃるとおり、このドックについて、もっと多くの方が利用されるように、私たちも努力していきたいなと思っております。

それで、今西和賀町に保健委員さん45名いらっしゃいます。令和3年度は、ちょっとコロナの関係で会議の回数も少なかったのですけれども、この検診についての説明は、年に1回はまず説明させていただいております。今検診の取りまとめを行っていただいている最中ですが、保健委員の皆さんにも改めてこのドックの内容を説明したりしながら、もっと多くの方がこの検診を活用いただいて、健康づくりに取り組んでいただけるように、さらに頑張りたいと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 指導区分のほうも大きな課題だろうと思

います。年齢的に上がってくれば、注意事項、精密検査とか必要な方が増えるのは確かなのですが、それにしても、こういったA以外のところはもっと減らしていくということを心がけなければならないと思いますが。そういった点でも、やはり住民組織と接するときに、役場の方針を説明するだけではなく、地域の実態を保健委員さん方から把握しながら、近所の人たちがどのように仕事をして、どんな暮らしされているのか、保健委員さん自身も問題を感じていらっしゃるのではないかなと思いますので、そういったところで、大いにご協力いただくというふうなあたりはどうでしょうか。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 委員さんのおっしゃるとおりです。それで、今年度は保健委員さんのほうに、地域の様子だったり保健委員の活動を振り返っていかがだったかというふうなことで、アンケートのような形でお願いしたところ、多くの方から地域の実態、あるいはご自身の保健活動の反省だったりの回答をたくさんいただいております。

その中から、保健委員さんも住民の様子を心配しながら、それからあと検診の検診票を配付いただくときに、住民からこういうふうな相談があったなど、そういった声を適宜いただいておりますので、それをまたなくさないように、保健委員さんと私たちの距離も遠くならないように、そういった住民の声を拾っていくように努めてまいりたいと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 ドックについて最後になりますが、対象者の把握も結構厳しいかなと思いますので、対象者をどのようにつかむかというところはもう少し吟味していただければ、受診率のほうも上がってくるかと思います。数字の遊びするということではなく、実態として町民がどこかで検診を受けていけばいいわけですから、事業所によってはその検診の内容を知らせてもらうというふうな、個人情報がありますけれども、その

辺は十分に話し合っ、健康管理につなげていくというふうな、あまりばふらっとした対象者にしますと、他市町村と比べたときに、西和賀町の受診率の低さというのが非常に大きく目立ってまいります。このドック検診の冒頭に廣田保健師長おっしゃったように、非常に安くて重要な検査だと思しますので、この辺りは本当にしっかりと受けさせていただきたいと思しますが、対象者の把握について。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 現在は、このドックの対象者は公務員を除く、以外の方に、30歳から64歳の方、4月1日現在でその年齢の方にご案内を差し上げております。会社で受けている、受けていないといった形で、その報告もいただいておりますが、そこは除かない数として対象者数として計上をしております。このドックについては、がん検診も含んでおりますので、あと特定健診とがん検診と1日でできるような形になっておりましたので、その対象者数については、このドックの対象者数として捉えていただきたいなと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 ドックについては終わりますが、続いてお伺いしたいと思います。

説明書のほうの24ページの福祉有償運送事業について、これは実態はどうなっているのか。今年度と来年度と同じ金額で出されておりますが、どういうふうな実態になっているのかお伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算説明書24ページにあります福祉有償運送事業についてお答えいたします。

こちらについては、その事業の概要にも記載をしておりますけれども、福祉輸送の必要性など、安全、利便性を図る方策について協議をする場ということになっておりますが、そのような案件が出た時点で、まず福祉輸送の協議会を開催して、そしてそれぞれ委員の謝金を計上し

ているという状況にあります。

ここ数年、まず予算のほうは計上しておりますけれども、今現在町の全体で交通体系を検討しているというところもありますし、福祉有償運送の事業を実施したいというふうなお声が、団体から声がないということもありまして、協議会のほうの開催はしていないという状況になります。

委員長 高橋和子君。

4番 そうすると、これどこから要望が出てくるということでしょうか。皆さんご存じなのか、事業として。必要な方が承知しているというふうな感じなのか。その辺どうですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こちらにつきましては、福祉有償運送の事業を実施したいという団体の方が、この交通路線でそのような運送をしたいというふうな団体がありましたら、運輸支局のほうからまずその周辺の交通機関がどうなっているののだとか、それから委員の皆さんからご意見をいただいて、それを提出するということになりますので、必要に応じた際に、この協議会のほうの開催というふうな運びになります。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。

その次に、この予算書のほうでちょっとお伺いしたいのですが、抜粋の16ページ、先ほど課長の説明ありました幼児用の視覚屈折スクリーニング検査の機器ということなのですが、これは具体的に言って、スクリーニングだから簡単なものだろうと思いますが、どのような検査なのか。それと、この幼児というのは、年齢的に言えば何歳になるのかお伺いします。

委員長 中野副保健師長。

副保健師長 委員さんの質問に対してお答えいたします。

視覚屈折スクリーニング検査機器ですけれども、こちらはこれまで対象としている年代は一応3歳児、3歳半健診の子供たちを対象として

おりますけれども、私たちのほうに来ている小児科の先生とかとお話をした際は、2歳くらいからでもできるのではないかということで、ちょっとほかの市町村より幅を広げて検査をしていければなというふうに検討しています。

検査の内容についてですけれども、これまでも視力検査についてはご家庭で行ったり、健診の会場で行ったりしておりますけれども、それにプラスをして、弱視であったり、遠視であったり、斜視であったりというところを見つけることができる機器だということで、日本眼科医会とか、岩手県の眼科医会のほうからぜひに導入をしてほしいというお願いがありまして、今回の計上に至っています。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 そうしますと、具体的にちょっと、幼児なので、検査難しいのではないかなと思って。大人だと、目の検査だとかやって、向こうから機械で見るといような感じなのですが、これ機器というから、そういった機械なのでしょう。どんなふうな、具体的に教えてください。

委員長 中野副保健師長。

副保健師長 お答えいたします。

検査機器なのですけれども、確かに子供さんであれば難しい検査はできないのですが、大きさにいくと、20センチ、10センチぐらいの大きさのものを、目が書いてある画面がありますので、そちらを子供に見せて、子供にここを見てと言って見せている間、数秒間の間で検査ができるものですので、あまり負担なくできるかなと思います。

スクリーニングなので、詳細については医療機関に行かなければならないことにはなるのですけれども、あくまでもその場合、その場で斜視であったり、遠視であったり、弱視であったりというところの判断ができるという、ちょっといい機械になっています。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。およそ見当つきました。

あと、もう一点だけお伺いしたいのですが、同じこの予算書の20ページなのですけれども、健康づくり推進事務費ということで、若干の予算があります。その中で、報償費の健康づくり推進協議会委員と、それから食生活改善推進員の謝金ということで載っております。これは、新年度に向けては、まだ計画はなっていないのかどうか分かりませんが、もしなっていなかったら、今年度の活動内容、コロナでいろいろ集まるとかということは難しかったかもしれませんが、どういった内容なのか。それから、人数と、委員の人数も一緒に教えてください。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 お答えいたします。

健康づくり推進協議会の委員ですけれども、謝金をお支払いする委員は8名、そのほかにさわうち病院の総括院長、謝金のない方、総括院長。それから、オブザーバー的にさわうち病院長先生が入られている会議です。

今年度につきましては、この推進協議会の会議の開催がちょっと今できない状況であります。コロナワクチン接種の事業を優先するというふうなことから、今年度、開催がなかなかちょっと今見込めないでいる状況にあります。

それから、食生活改善推進員団体連絡協議会の会費として計上させていただいておりますけれども、推進員は一応45人というふうになっております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 そうすると、食生活推進のほうもコロナで活動ができなかったということでしょうか。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 失礼いたしました。食生活改善推進員につきましては、こういったコロナですので、食に対する調理、調理実習などは開催を控えるようにというふうなことで行っておりませんが、

会議自体は開催されております。

委員長 高橋和子君。

4番 食生活改善のほうは会議されているとすれば、いろんな問題意識を持ちながら、こういった組織は動くわけですから、ただ会議やっているだけではなく、こんなことをやっているというふうなことも含めて、新年度もそういった方向なのか、併せてお願いします。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 大変失礼いたしました。その会議については、行われたということは把握しておりますけれども、その活動については全くなかったかどうか、そこまではちょっとすみません、把握できておりません。後ほど回答を差し上げたいと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 課の仕事はすごく幅広いので、大変だろうと思いますが、やはりこの役割一つ一つが非常に大事なものであると思います。会議やったら、やっぱりどういう中身なのか、そういった中身も十分住民に伝えて、住民の食生活をよくするためのものだと思いますので、住民のほうに伝わってこないと、よくなっていかないわけですから、そういったところをしっかりと把握しながら、お忙しいと思いますが、お願いしたいと思います。では、後ほどよろしくお願いします。

委員長 高橋輝彦君。

6番 説明書の28ページ、介護福祉政策事業というところがございます。介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金、少し説明がございましたのですが、もうちょっと詳しい詳細をお聞きます。

それともう一点は、説明書の40ページの母子保健事業でございます。こちらいろいろ相談を受けているということですが、その相談内容について、どのようなものが寄せられているのか。というのは、町がしっかり対応していかなければならないような相談とか、なかつ

たのかどうかということでありませう。

それから、この下のほうに子育て支援情報サービスということですが、どんな仕組みのサービスなのかお聞きします。

以上、2点です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算説明書28ページの介護福祉政策事業の中にあります介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金について、詳細の内容についてお答えいたします。

介護保険の事業所、それから福祉事業所にそれぞれ人材確保という観点から、令和4年度から新たに取り組む事業となります。基本的には、大学を卒業して10年以内にある方、それから過去に当該の補助金を受けていないというのは、今回新スタートなのでですけども、まず5回まで受けられるということになります。そして、それぞれの事業所に週30時間以上、お勤めをしている方ということで考えております。

まず、有資格者ということで、それぞれ介護福祉士であったり、社会福祉士であったり、それぞれの必要な資格を有している方につきましては、月額1万6,000円をそれぞれ奨学金の一部返還、それが上限という形で考えてございます。そして、まず資格がない方につきましては、1万2,000円を上限として助成を考えているところになります。

それぞれ奨学金をまず返還している方が返還をしているという実績に基づきまして、金額を上限として支援をしていくということになっております。

以上です。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 それでは、母子保健の相談内容についてお答えいたします。

健診の場、あるいは直接電話、それから役場に見えられたとき、適宜いろいろ相談の場面というのはあるのですけれども、その中で主な

ものとしては、健診の場でやっぱりアレルギー、それから離乳食の相談がまず一番多いかなと思っております。それから、ある程度保育所、保育園に入りますと、子育ての仕方、それからあと遊ぶ場がなかなかないといった、集まりの場がないといった、そういった相談、悩みというふうなことをいただいております。

遊ぶ場、集いの場、その辺りのハード的な場所につきましては、乳児期であれば子育てサロンをご案内して、そちら月に1回、社協さんが開催しております子育てサロンのほうにご案内いたしますけれども、保育園、保育所に入っからは、そのサロンから対象外れますので、そういった方々の集いの場、そういったところがないのかなというふうなところはこちらも思っておるところです。

委員長 中野副保健師長。

副保健師長 それでは、子育て支援情報サービス利用料についてご説明いたします。

こちらですけれども、スマートフォンを今活用されている方がとても多くなっておりまして、そちらにアプリを入れていただいて、西和賀町から母子保健に関する情報、予防接種であったり、健診の内容であったり、イベントであったりといったお知らせを配信するアプリの利用料になります。1月末現在で34件の登録があるというふうに聞いております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 子育て支援情報サービスは、理解いたしました。

介護福祉事業所従事者奨学金ということですが、今現在これ対象者の方というのは、指標だと思うのですけれども、5人と書かれているのですけれども、実際に5人ほどいらっしゃるのかどうか。

また、これもすごくいい支援事業だと思いますので、これからのお知らせだとか、そういう展開の仕方についてどのようにお考えかお聞きし

ます。

それから、母子保健事業についてですが、やはり私も子育て世代の方々からは、どうも町内に遊ぶ場がないのだというふうなお話をよくお聞きすることがあります。健康福祉課のほうにもそういうふうな声が届いているということでもありますので、その点について今後対策を取る必要があるのではないかと考えているのですが、その部分、どのようにお考えかお聞きします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金につきまして、今年度は5人ということで予算計上させていただいたところになります。今回この事業を実施するに当たりまして、それぞれ介護の事業所、それから福祉事業所のほうにアンケートを実施しまして、まず現在借りている方がいらっしゃるかどうかということも含めて、アンケートを実施したところになります。

今のところ、実質1名の方が借りているということのお答えをいただいておりますので、そちらにつきましては、今後の展開と併せての話になりますけれども、事業所さんのほうに再度周知をするという形で、チラシ等を作成して、各事業所のほうに現在対象者がいないかどうかということで、漏れがないかどうかを確認をしながら、まずそこについては周知をしていきたいというか、広報していきたいと考えております。

現在介護の仕事の理解促進事業ということで、その魅力発信事業ということで出前講座の際に、今年度西和賀高校のほうに行って事業のほうを実施させていただいたのですけれども、例えばそういうような学校での発信事業の際に、こういうふうな制度もあるよというふうなお知らせであったり、介護関係の就職支援のそういう場でのお知らせや、北上の専門学校、福祉の専門学校がございまして、そちらのほうへの配架というか、周知のチラシを置いていただくだとかということ今考えているところになります。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 遊ぶ場についてのお尋ねでしたけれども、これにつきましては、子育てに関しましては健康福祉課だけではなく、生涯学習課、学務課と関係する課がございます。それから、先ほど申しあげましたサロンを行っている社会福祉協議会など関係する団体、そういった方々と協議を進め、それからもちろんまさに子育てされている世代の方々のご意見もいただきながら、ハードというか、場所だけでなく、こういったものがこの町に合っているのか、必要なのかといったところの声も聞きながら、話をちょっと進めていきたいと思えます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 せっかくそういうような相談の場があるわけですので、そしてそのような求めている声があるということをお願いしているわけですので、そういう部分、しっかり耳を傾けて、そして対処していくというふうな、今まさにやろうとされているということでございますので、ぜひそのまま進めていただければというふうに思えます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで特別会計に入る前に、10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

ここで、保留事項について、廣田保健師長からの答弁を許します。

廣田保健師長。

保健師長 先ほど高橋和子委員さんから問合せありました食生活改善推進員の活動についてのご質問でしたけれども、令和3年度につきましては、やはりコロナ禍ということもあり、調理実習といったような、それから例年行っています自宅のみそ汁を持ち寄っての塩分測定といったものは行っておらず、生活習慣病予防についての講話を町の栄養士が年2回、2か所で、地区で行っております。

そして、食生活改善推進協議会の研修会並びに総会と研修会を同日行っておりますけれども、そこでも町の栄養士から生活習慣病予防についての講話を行って、そういった減塩の取組について改めて再確認し、令和4年度についてもまた減塩の取組を続けていきたいと思いますというふうなことで、活動を進めていくというふうなことを確認いたしました。

以上です。

委員長 質問された方はよろしいですか。

続いて、議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長、お願いします。

健康福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計予算の概要について、予算書に基づき説明をさせていただきます。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改正により、平成30年4月から国保財政運営主体が市町村から県に移り、4年が経過しております。

県では、第2期岩手県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や、市町村の事務の効率化、標準化、広域化などを推進する取組を市町村の意見を聞きながら進めております。

また、町では資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

予算書1ページを御覧ください。令和4年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比1,223万7,000円増の6億2,922万9,000円となっております。

10ページをお開きください。歳出の主なものは、1款1項総務費、総務管理費は、前年度比89万2,000円の減となっております。人件費の減額が主なものとなります。

11ページを御覧ください。2項徴税費は、前年度比4万9,000円の増となっております。11節役務費、収納代行事務取扱手数料1万5,000円は、令和4年度から開始するコンビニ収納等に係る取扱手数料、1件当たり57円を計上するものです。

12節委託料、国民健康保険税外付けシステム改修業務委託料5万8,000円は、令和4年度税制改正に伴い、国保標準システムの改修に係る業務委託料を計上するものです。

2款保険給付費は、1項療養諸費から13ページ、6項傷病手当金まで合わせて前年度比324万8,000円の減となっております。歳入の保険給付費と普通交付金に合わせ、療養諸費を減額し、高額療養費を増額して計上しております。

13ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費から3項介護納付金まで合わせて前年度比617万7,000円の増となっております。県から示された納付金を県へ納付するもので、国保税や繰入金を充てております。

14ページをお開きください。5款保健事業費は、1項特定健康診査等事業費、2項保健事業費を合わせて前年度比54万8,000円の増となっております。

1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料、特定健康診査等業務委託料551万9,000円は、新たに特定保健指導の業務を委託する経費を追加して計上しております。

15ページを御覧ください。8款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金合わせて前年度比960万7,000円の増となっております。

1項償還金及び還付加算金は、実績を踏まえて減額し、2項繰出金は病院事業会計へ保健事業経費分を繰り出しするものです。

次に、歳入になります。7ページをお開きください。1款国民健康保険税は、1目一般被保険者、2目退職被保険者を合わせて前年度比111万3,000円減の8,476万3,000円を見込んでおります。

8ページをお開きください。3款1項1目1節県支出金普通交付金は、県の試算により保険給付費を見込んで、前年度より320万減の4億4,991万3,000円を計上し、歳出の保険給付費のほぼ同じ、同額が交付されます。

2節特別交付金は、前年度比1,131万増の2,206万4,000円を計上し、市町村が行う国民健康保険事業の運営に要する経費などに対して交付されるものです。

国民健康保険特別会計の予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 国保税の見直しするということで、資産割をだんだんなくしていくというふうなお話ですが、その令和4年度の具体的な動きについてご説明をお願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 国保税の資産割の見直しにつきましては、来年度、令和4年度にまず当初賦課ということで、7月に税務課のほうで当初賦課がありますので、そちらのほうの作業が終わってから、令和4年度の状況を踏まえた形で、資産割を減額したときの試算についてそれぞれ算定をしまして、税務課と、それから健康福祉課と連携して協議を進めてまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の審議をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第35号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。

1 ページをお開きください。令和4年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比1,704万7,000円増の1億1,153万7,000円となっております。後期高齢者医療特別会計については、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として、保険料額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っているものです。

6 ページをお開きください。歳入の1款後期高齢者医療保険料、2款使用料及び手数料及び3款1項1目1節の保険基盤安定繰入金を合わせた1億766万5,000円を7ページ、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金として岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付します。

歳出の1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費を合わせて372万の事務経費分は、6ページの歳入の3款1項1目2節事務費繰入金から財源になるものです。

後期高齢者医療特別会計の予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第35号 令和4年度西和賀町後

期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で議案第35号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、介護保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計は、1号被保険者に係る保険料基準月額を8,100円とした第8期介護保険事業計画の中間年となり、介護予防事業や認知症対策事業などに引き続き取り組むとともに、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画策定のための在宅介護実態調査などの業務委託を盛り込み、当初予算を組んでおります。

1 ページをお開きください。令和4年度の介護保険特別会計予算額は、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度比7,513万2,000円増の14億6,263万1,000円、介護サービス事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度比83万2,000円減の1,189万円となっております。

11ページをお開きください。保険事業勘定の歳出の主なものは、1款総務費は1項総務管理費から12ページ、廃項する趣旨普及費まで合わせて前年度比316万2,000円の減となっております。

1項総務管理費、12節委託料、在宅介護実態調査業務委託料114万円は、第9期介護保険事

業計画策定に向けた基礎資料となる在宅介護実態調査に係る業務委託料を計上するものです。

12ページ、2項徴収費、11節役務費、収納代行事務取扱手数料2万8,000円は、令和4年度から開始するコンビニ収納等に係る取扱手数料、1件当たり57円を計上するものです。

3項介護認定審査会費は、介護認定の更新時期を迎える方が前年度に比較して減少することが見込まれることから、1目介護認定審査会費及び2目認定調査等費を減額して計上しております。

13ページ、2款保険給付費は、1項介護サービス費等諸費から15ページ、6項特定入所者介護サービス等諸費まで合わせて前年度比9,521万4,000円の増となっております。前年度の給付実績を勘案して、1項介護サービス費等諸費、1目居宅介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費などを増額して計上しております。

16ページをお開きください。3款地域支援事業費は、1項介護予防・日常生活支援総合事業費から18ページ、3款包括的支援事業費まで合わせて前年度比86万円増となっております。1項介護予防・日常生活支援総合事業費、12節委託料、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料299万7,000円、個人結果アドバイス票作成業務委託料49万7,000円は、第9期介護保険事業計画策定に向けた基礎資料となる介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、個人結果アドバイス票作成に係る業務委託料を計上するものです。

17節備品購入費、デジタル長座体前屈測定計3万8,000円は、地域サロン活動で実施している体力測定の際に使用するための測定器を購入するものです。

令和3年度、2項2目任意事業、12節委託料に計上しておりました介護政策アドバイザー業務委託料を18ページ、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、12節委託料に組替えを行って計上しております。

19ページを御覧ください。5款基金積立金1,232万円は、前年度の余剰金を積み立て、今後の給付等の変動に備えるものです。

次に、歳入になります。8ページをお開きください。1款介護保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせて、前年度比77万円減の2億3,578万円を見込んでおります。

次に、介護サービス事業勘定になります。31ページをお開きください。サービス事業勘定の歳出の主なものは、2款1項1目事業費介護予防支援事業費、1節報酬62万8,000円は、令和3年度に引き続き会計年度任用職員の介護支援専門員1名を任用し、要支援1、要支援2の方の介護予防サービス計画の作成業務に充てる予定です。

最後に、予算説明書では介護保険特別会計の事業について、49ページに事業ごとの予算、事業費の内訳など概要を記載しておりますので、御覧ください。

介護保険特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 介護認定されても施設に入られない待機者がいらっしゃると思いますが、待機者の数とか、状況とか、お知らせお願いしたいと思います。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 ご質問のありました町内事業所の待機者についてご説明いたします。

年に1回、3月末の調査を町内の事業所にご協力いただいて、集計しているものの数値でお話ししたいと思います。光寿苑やぶなの園の介護老人福祉施設は87名、清水苑などの介護老人保健施設は16名、介護療養型というのはなくなったので、笹の木やゆいっこなどのグループホ

ームは19名の待機者になっております。合計で122名の方が待機しておりますけれども、1人で何か所、1か所、2か所と重ねて申請している方がいるので、実人数では82人の待機者となります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 特養の待機の方々は、介護度が重いと思います。そういった方々の実態というのは、どのようになっているか、お知らせください。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 ご質問にお答えいたします。

介護老人福祉施設、待機している87名の方々は在宅なのですが、短期入所、ショートステイと言われるものですが、そちらを利用したり、小規模多機能ホームというのを活用したりしながら待機している方が46名、老人保健施設やグループホームなどに入所している方が34名、病院等へ入院している方が7名となっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

以上で健康福祉課が所管する一般会計ほか3特別会計への審査をひとまず終わります。

次の税務課の審査に移るため、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休 憩

午前11時17分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

次に、税務課の審査を行います。税務課が所管するのは2款総務費、町税等歳入であります。審査を行う前に、税務課長から事業の説明を求

めます。

税務課長。

税務課長 皆さん、こんにちは。最初に説明補助員として、課長代理をつける予定でございましたが、申告相談終盤となっております。今申告相談を税務課職員一同で対応しておりますので、私、補助員なしで頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、予算書抜粋版、歳入歳出明細書に基づき、歳入から説明させていただきます。1ページをお開きください。初めに、個人町民税の均等割834万円でございますが、令和4年度の賦課人数を2,407人と見込み、個人均等割額3,500円を乗じ、さらに収納率を99%と見込んだ予算額でございます。

次に、所得割1億4,251万9,000円でございますが、営業所得は入湯税の申告書を参考に算出したもので、令和3年10月末で約220万円、コロナ前の令和元年10月末と比較すると、約半分に減額しております。この先も新型コロナの状況が不透明なため、11月から2月までの入湯入り込み客を前年度と同じく見込んで361万4,000円、前年度比で94.6%を見込んでおります。

農業所得については、昨年10月末現在における花巻農協西和賀地域営農センターの販売実績などの動向から推計したもので、米、リンドウを中心とした花卉等の減収が大きく前年度比83.2%と見込んだものでございます。

なお、不動産所得、配当所得、給与、さらに所得割合で多くを占める年金を含む雑所得については、ほぼ横ばいと見込んでおります。

以上のことから、所得割については1億4,251万9,000円と見込んだものでございます。

次に、法人町民税の均等割については、令和3年10月末現在では前年度から8法人減少しておりますので、令和4年度の申告対象事業所を118法人と見込み、その法人の資本金等の額及び従業員数により9段階に分けた税額に区分し、

予算額として1,427万5,000円を見込んだものでございます。

法人税割については、法人ごとに収益に応じて算定された国税である法人税額を基礎として計算されますが、その収益の増減は経営状況や景気によって大きく左右される中において、予算化するに当たっては、令和3年度の調定見込額から過去5年の歳入還付見込額の平均額を差引き、560万円を予算額として見込んだものでございます。

次に、固定資産税についてでございます。毎年賦課期日となる1月1日に、土地家屋償却資産を評価した課税標準額に1.4%の税率を乗じた額を課税することになり、それぞれ収納率を乗じ、1,036万7,000円増の合計2億2,938万9,000円を見込んでおります。

なお、1,036万7,000円の増は、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業や小規模事業主を対象に、償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税の軽減を行っており、令和4年度についてはその減額を見込んでいない予算額となっております。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、国や県等地方公共団体がその固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金です。主に東北森林管理局や岩手県企業局等から交付されるもので、3,365万8,000円を見込むものです。

次に、軽自動車税でございますが、新車や中古車を購入した場合の自動車取得税に代わる環境性能割として85万5,000円を見込んでおります。また、種別割としては原動機付自転車や軽自動車等で総台数3,945台、2,294万3,000円を見込んでおります。

2ページを御覧ください。次に、たばこ税でございますが、卸売販売業者等が前の月に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月の

末日までに申告し、納付していただいております。令和4年度におけるたばこ税の予算は、令和3年度実績見込額を推計した上で、過去3年の増減を反映させ、約300万円減の1,805万円と見込んでおります。

最後に、入湯税でございますが、納付された税金は温泉源泉の維持費、観光振興費などに充てられる目的税となっております。令和4年度予算の算定に当たっては、通常ですと、前年度の伸び率を掛けて試算しておりましたが、コロナの影響により入り込み客が見込めないと予想されることから、令和3年度の実績見込額の推計を基に、約20万円減の361万4,000円を見込んでおります。

以上、歳入予算の町税に係る部分について説明させていただきます。

引き続き、歳出について説明いたします。4ページをお開きください。2款2項1目税務総務費でございますが、ここには税務事務を円滑に行うための事務的経費等を計上しております。

続いて、2款2項2目の賦課徴収費でございます。5ページをお開きください。ここには、町税における各税目の賦課及び徴収を行うための事務的経費や、各税目の賦課と納付の管理をするための予算を計上しております。今回の委託料1,257万5,000円は、前年度と比較して、約倍の611万4,000円増となっておりますが、これは3年に1度の評価替えに伴い、不動産鑑定評価を実施するため、中段にあります令和6年度評価替固定資産税標準宅地鑑定評価業務681万9,000円を実施しようとするものです。

また、新規項目として、令和4年度から新たにコンビニ収納等を開始することから、その経費として、同じく5ページの上段にあります11節役務費、収納代行事務取扱手数料6万4,000円、それから中段にあります12節委託料、コンビニ収納代行業務委託料13万9,000円、そして下段にございます13節使用料及び賃借料のコンビニ収納システム使用料47万4,000円となっております。

ます。

新規項目の2つ目として、軽自動車ワンストップサービス等に対応する必要があることから、5ページ中段の12節委託料、軽自動車ワンストップサービス等対応改修業務委託料47万7,000円、13節使用料及び賃借料に軽自動車ワンストップサービス等使用料2万5,000円を計上しております。軽自動車ワンストップサービスとは、軽自動車を保有するための各種手続と手数料の納付、それらを今までは紙ベースで行ってまいりました。主にディーラーさんが行っていたものでございます。それをこれから、令和4年度になります、インターネット上で一括して行うシステムでございます。それに係る経費となります。参考までに開始は、令和4年度とありますが、開始は令和5年1月からを予定してございます。

歳入歳出の説明について、以上で終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これより2款総務費と町税等歳入についての質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から1点ほどお聞きしたいと思います。町税等のコンビニ収納というのはいつからできるようになる、運用開始の時期はいつ頃からということなのか、その点について。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

コンビニ収納の開始時期でございますが、令和4年度始まって、最初に納付書が発行されるのが軽自動車税と固定資産税、それが連休、ゴールデンウィーク中に発送になりますので、5月末から開始ということになります。

以上です。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 空き家の税の滞納の状況をお聞きしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 大変申し訳ございません。資料をちょっと持ち合わせておりません。ふるさと振興課等と連携して、資料をこれから確認して、お答えしたいと思います。

なお、前回といいますか、お聞きされておりますその空き家の状況なのですが、こちらのほうとしては、滞納している物件がということで質問されていると思うのですが、一般的な住宅の滞納と、例えば法人が滞納しているものがございまして、それらを一緒に含めた感じのことでよろしいでしょうか。

(分けたほうがいいですの声)

税務課長 ちょっとこれから作業にかかりますので、前回の数字とまた変わっていますので、最新の情報を後で報告したいと思います。

委員長 柳沢安雄君。

3番 お聞かせいただきたいと思っておりますけれども、先ほど委員さんのほうから質問あったと思っておりますけれども、コンビニの収納代行事業業務委託料ということで、これはこれでよろしいのですけれども、この西和賀にコンビニというのは1軒あるかないかなのですけれども、どこでも、町外でもよろしいということになるわけですか。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

確かに町内には、コンビニエンスストアというのはございませんが、Yショップというのがコンビニの収納の取扱店に入っていますので、町内にはそういったところがまず1軒は確実にあるということでございます。

あとは、コンビニですと町外となりますので、コンビニにつきましては全国のコンビニというふうになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で税務課が所管する一般会計の審査をひ

とまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の農業委員会、農業振興課の審査の前に、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

農業委員会、農業振興課の審査を行います。

まず、農業委員会が所管する6款農林水産業費の審査を行います。審査を行う前に、農業委員会事務局長から事業の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 こんにちは。よろしくお願いいたします。

最初に、本日の農業委員会事務局、農業振興課の出席者を紹介いたします。農業委員会事務局の早川主査です。農業振興課、菊池6次産業推進監です。新田主査です。加藤課長代理です。小松主査です。私、農業委員会事務局長兼農業振興課長の泉川です。よろしくお願いいたします。

それではまず、農業委員会の予算概要について説明いたします。資料は、令和4年度一般会計予算歳入歳出明細書農業振興課、農業委員会事務局となります。

それでは、歳入歳出明細書の一番最後のページ、17ページをお開きください。6款1項農業費、農業委員会分の本年度予算総額2,506万4,000円は、昨年度の2,525万7,000円とほぼ同額でございます。ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回の農業委員会議と、農業委員・農地利用最適化推進員による農地を有効に活用するための農地の利用調整であります。したがって、毎年の予算も大きな変動はなく、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、農業委員会事務局職員の給与が主な支出であり、歳入はそれに付随した補助金となっております。

ます。

16ページをお開きください。6款1項1目農業委員会費につきましては、庁舎改修により農業委員会と農業振興課がワンフロアとなったことから、農業委員会単独のコピー機の借り上げ廃止などにより、若干の減額となっております。歳入については、農業委員会交付金等の県補助金及び農業者年金業務の委託収入となります。

なお、予算上の特別の計上はございませんが、水田活用の直接支払交付金の変更などにより、西和賀町の農地の維持や活用が今まで以上に難しい状況になることが予想されます。今議会に農業委員さんの同意案件をお願いしておりますが、今まで以上に農業委員、農地利用最適化推進委員の活動も重要になるものと考えております。

以上、農業委員会の令和4年度予算の概要について説明いたしました。ご審議の上、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これより6款農林水産業費の質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、農業振興課が所管する6款農林水産業費、11款災害復旧費の審査を行います。審査を行う前に農業振興課長から事業の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長 それでは、続きまして農業振興課の予算概要について説明いたします。

資料は、令和4年度一般会計予算歳入歳出明

細書農業振興課と、予算説明書主要施策の概要の50ページから60ページが農業振興課の記述となっております。

説明に当たっては、予算明細書に従って新規事業、前年と違う部分を中心に説明いたします。

それでは、14ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、農業振興課分の合計の予算額が4億953万5,000円と、昨年度4億1,345万4,000円と比べると391万9,000円、1%の減となっております。令和3年度、4年度とも突出して事業費が大きなものがないことから、ほぼ同額の予算額となっております。

続きまして、4ページをお開きください。3目農業振興費は、昨年対比1,731万4,000円の減となっておりますが、昨年は大豆、ソバ生産出荷組合に対してのコンバインの購入代金の補助703万4,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業で、機械導入に対しての補助1,377万円がありました。それらがなくなったことなどが起因しております。

7ページをお開きください。一番上になりますが、地域おこし協力隊招聘事業、昨年度は途中で採用した2名を含め4名となっておりますが、令和4年度は1人が任期を終え、西和賀に残って事業展開することとしており、令和4年度につきましては3名分の予算を計上しております。

8ページを御覧ください。4目畜産業費、一番下の堆肥センター管理費、10節需用費、修繕料の100万円はセーフティローダーユニックダンプの荷台の修繕50万円及び1年間を通じての各種修繕料50万円の合計で100万円となっております。

9ページをお開きください。畜産振興事業、18節負担金、補助及び交付金、草地更新事業費補助金は新規事業で、草地更新の際の種子代として1ヘクタール当たり2万5,000円を交付するものでございます。

5目農地費2億9,920万9,000円は、昨年

に比べて2,593万8,000円の増加となっております。これは、川舟地区の基盤整備事業が3年度に採択され、4年度から本格的に予算措置されたことによる増額となっております。

10ページ、農地事務費の猿橋農村公園トイレ解体工事85万9,000円は、農村公園の老朽化したトイレを解体するもので、その後につきましては県の河川工事の動向を加味しながら、令和4年度については簡易トイレを設置して対応することとしております。

農地・農業用施設維持管理費、10節需用費、修繕料30万円は水路、農道等の修繕を迅速に行えるよう予算措置したものでございます。

14ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費、10節、修繕料30万円は、災害時に備え、迅速に対応できるよう予算措置したものでございます。

次に、歳入であります。各種事業に伴う県補助金及び町債の借入れなどとなっております。

以上、農業振興課分の令和4年度予算の概要について説明いたしました。

ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 農業振興課長の説明が終わりました。

これより6款農林水産業費、11款災害復旧費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、予算説明書の52ページ、上段6次産業推進事業ということですが、西わらびについてはいいので、もう一つの産業間連携推進会議で行われる委託料が216万7,000円ということですが、その詳細についてまずお聞きしたいと思います。

それと、次のページ、53ページの長原牧場運営事業ということで、令和3年度から牛の受入れはしないで牧草を作って牧草を販売している

という状況かと思いますが、予算書の収入を見ると、その販売代金が60万ということで収入の項目に載っておりますが、この分が長原牧場で作った牧草の代金なのかなというふうに思いますが、もう390万余りの予算を使って販売代金が60万という現状については、もちろんその収支だけではない意味合いもあるかというふうに思いますが、そういった状況については担当課としてどのように考えているのか、まずその点を伺いたいと思います。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、最初の質問、産業間連携推進事業の委託料について、詳細のほうをお答えしたいというふうに思います。

この委託料なのですけれども、合同会社地域計画のほうに支払う委託料ということになっていきます。内容なのですけれども、産業間連携の推進会議というものが年3回ということで予定をしておりますけれども、その進め方といたしますか、そういったもの全体に対する監修と、あと併せて個別ににしがが食材マルシェですとか、米の流通ですとか、そういったものの進め方について、いろいろとご指導いただくというのが内容になっております。

以上でございます。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私から長原牧場の状況についてご説明いたします。

長原牧場につきましては、草地面積で大体29ヘクタールぐらいになっております。そのうち現在、今後も装置として活用するというところで考えている部分が16ヘクタールとなっております。これについては、農家の状況を見ながら年々少くしていくということにはなるとは思いますが、昨年度から放牧を休止したということで、牧草については農家の要望で、しばらくの間は供給してくださいという約束で放牧を休止しておりますので、それについては農家の状況を見ながら、いつまで行うということについてはもう少し

し先の話になるのかなと思っております。

このほか採草しない草地についても現在のところは管理をしております。そういった管理費も含めて三百数十万というのが長原の管理費全体ということになっております。

ちなみに、牧草1ロールにつきまして4,000円で農家に販売しております。牧草の生産費を計算しますと、1万3,000円ぐらいという形になってしまいますので、その分は農家の負担を軽減するというのも含めて現在行っているということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 6次産業のほうですが、令和4年の活動概要によると、3年度活動の成果と課題を踏まえた事業を展開するというになっておりますが、これ委託先でその点については考えるというか、指導してもらって、特段令和4年度は活動というか、そういうことの事業はしないということなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

長原牧場についてですが、農家との約束ということですが、例えば長原牧場を続けなくても農家支援をするのであれば、現金補助でもいいかなというふうに思いますが、それは農家は、やはり長原牧場で牧草を作っていたいただきたいという、何か特別なそういう思いとか考えがあって、そういうふうな状況になっているのか、その点についてお伺いします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、お答えいたします。

産業間連携推進事業ということで、具体的な事業としてなのですけれども、ちょっと詳しくお話をしますと、事業自体はやります。その進め方、進める際に委託先である合同会社地域計画のほうからいろいろと指導ですとか、改善する点ですとか、課題の発掘ですとか、そういった部分、具体的な指導をいただきながら進めるということになっていきます。

ここにもあるとおりなのですけれども、町内の町内産の米や野菜の町内流通の拡大ですとか、そういったものに関しては、要するに令和3年度に出た課題ですか、そういったものの改善等を講じながら、令和4年度も引き続き行っていくと、そういうふうな考え方になっております。そこで、また新たに取組は、当然いろんな課題ですとか、成果というものは出てくるわけなのですけれども、そういったものをしっかりと総括をしながら進めていくということで、その際に専門的な知見をいただきながら進めていきたいというふうな中身になっております。

以上です。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、農家も非常に高齢化してきている農家が多く、年々やめていく農家も多い中でございます。そうした中で放牧休止ということで、餌の確保ができないという農家もございまして、そういった部分で牧草の供給だけは続けるということで休止した経緯がございまして。

そういったことも含めると、すぐに牧草の供給を行わないということは現実的ではないのかなと思っておりますし、あと長原牧場、先ほど29ヘクタールと言いましたが、全部で三十数ヘクタール、草地以外の部分も含めてございまして、返還する場合はそれを原状回復ということになります。そうしますと、今の建物、そういったものを全部壊して返さなければならないということになりますし、現在の草地、まだまだ使える草地もございまして、そこは当面の間は管理していきたいということでございまして、またもしここを使いたいというような方が出てきた場合は、そういったことも考えたいと思っておりますので、当面この部分については維持していきたいというふうに思っております。

委員長 淀川豊君。

10番 その産業間連携推進会議は、例えば町内産の米や野菜の町内流通の拡大と、そういうこ

とについて取り組むということだと思っておりますが、最終的にはどういった状況というか、どういった体制というか、どういったことが最終目的として考えられているのか、まずその点について伺いたいと思います。

長原牧場については、まず理解をいたしました。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、お答えをしたいと思います。

今町内のできた農産物を流通させるということで取り組んでいるわけなのですけれども、最終的な目的ということでございますけれども、1次産業、いわゆる生産の部分、これを充実、そして農業者の所得をこれ上げていきたいということもありますし、今道の駅の移設のことの検討等をされておりますけれども、それも含めて町内の拠点施設、これの整備を通じて、そのような流通体制ですとか、あるいはその加工ですとか、そういったものを総合的に今強化をして、全体としていわゆる稼ぐ力ですか、そういったものを上げて、繰り返しになりますけれども、最終的に1次産業、この所得の拡大ということにつなげていきたいというのが目的というふうに考えております。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 農家の所得拡大ということだと思っておりますが、地域で作ったものを地域で消費するという、そういう考え方にはもちろん異論がないわけですが、まるで全国的にはやりのマルシェみたいな形で、大都市とか人口の多いところでは、当然ビジネス的にも成り立っていく、そういうシステムだと思っておりますが、当地域においては本当に苦勞されながら担当職員等が実施していると思っておりますが、それほど収入拡大にはつながらないのではないかなというふうに思うのですが、その点は、5万円でも年間増えれば収入拡大だという考え方であれば、そうだと思うの

ですが、高齢化していつている中でやることと収入を考えたら、まるでビジネスモデルに当てはまらないような、そういったところではないかなと思うのですが、その点については検討されていますか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えします。

確かに現状のままだと、その収入を上げる、安定した収入を拡大するということまではいっていないということですので、そこでということなのですから、単純に生産を上げるということだけではなくて、流通、そういった観点から、やっぱり人を呼び込むような仕組みづくりというのも当然これ必要になってくるというふうに思います。

そして、農業者が減っていくという中で、人の確保という部分、なかなか難しいのですけれども、そういった仕組みづくり、環境を整えると、そして外からやっぱり新たな取組をしていきたいなという方々も巻き込みながら進めていきたいなということ、今現在ちょっと具体的ではないのけれども、考えているということですので。

委員長 淀川豊君。

10番 いろいろ質問すれば、いろいろ答えというか、担当者の考え方で答弁されるかと思いますが、おおむね例えば3年であるとか、5年であるとかというスパンで、やっぱり一つの成果として事業が成り立っていかないと、その時々思いつきのように事業をしても、せっかく苦労されながらやっているのにもったいないなというふうに個人的には思うのです。うまくいかなければ、うまくいかないの検証をしてもらって、次に進んでもらえばいいかと思いますが。そういう意味では令和4年も、まず令和3年に引き続きそういった活動、事業をするということですが、その点はちょっと考え方ありますか。ある程度のスパンで一応事業は検証してどうかということ、これ10年も15年もこんなことを続

けたって何の意味もないというふうには思うので、その点についての考え方を。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えします。

令和4年度で、まずにしが食材マルシェですとか、具体的な取組をして3年ということになるわけです。ここで一度まず区切ってと言えはあれですけれども、全体的な総括をした上で、次の取組を考えていきたいというふうに思っているのですけれども、なかなかこの取組、5年ですとか、3年ですとか、そこで成果が大きく出ればいいのですけれども、そういった点で、なかなか何年間で成果を出すということはお答えがしにくい部分ではあるのですけれども、今やっている事業も3年というところで一回切って、次の展開をしっかりと考えて、次の取組ということで着手していきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今の6次産業の関連でお聞きします。今まず町内産を町内で流通させるのだということでは、やっぱり今言われているとおおり、将来が見えないのだと思うのです。そんなに増えるはずがないですね。問題はそこなのではないのですか。所得拡大のためにやられると考えるのが、町外から人を呼び込むのだという仕組みを考えるということなのですから、それはそれで大事なことだと思うのですけれども、それよりやはり町外を視野に入れて流通させるということだと先が広がる思いがあるのですが、そういう考えというのをもちでないのですか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えします。

まず、現状いろんな町内で生産される農産物がなかなか町内の旅館ですとか飲食店で使われていないという現状、この部分、足を改善したいというのがまず第一なのですけれども、委員ご指摘のとおり、それだとなかなかその広が

りですとか、やはり所得の確保という部分で十分ではないという部分がありますので、もうちょっと近隣の市町村にも目を向けた取組というのも展開をしていかなければいけないのかなということを考えています。

具体的にちょっと考え方なのですけれども、西和賀町ゆかりの旅館ですとか飲食店ですか、町外にある部分ですね、その部分に声がけをしながら需要の確保という部分、需要の掘り起こしというものを図っていききたいなというふうに考えているということです。

それから、あと拠点整備の話をしましたけれども、当然町内でいわゆる買物ですとか、なかなか厳しい環境にあるのですけれども、町内の方が使える部分、あるいは外から、当然これ道の駅ですとか拠点施設ということで、外から人を呼び込むということになるわけなのですけれども、いそいった仕組みづくりを併せてやりながら、全体としていわゆる生産ですとか需要の確保をしながら、この所得を上げていくような方向性を持っていききたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 町内流通にこだわるのは、すごくいいことだと思います。足元を確実に固める、これは大事なことですし。と同時に、先ほどから言っているような課題があるわけですから、それを克服するためには、先ほど近隣市町村とおっしゃられましたけれども、ちょっと遠慮がちな視野なのではないのでしょうか。もっと広い目で、大きな市場があるのではないのですか。町として6次産業を発展させるということでもありますので、もうちょっとやっぱり大きなそういう市場を見ながら、そういうところに力を注いでいく、地元の流通をしながら並行して進めるということは考えられないのでしょうか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えします。

委員おっしゃるとおりということでございますけれども、実際広げることは確かに必要かもしれないのですけれども、物の量ですとか体制ということがありますので、それでちょっと遠慮がみに近隣市町村という話はしたのですけれども、当然物の確保、それからいわゆる体制ですとか、そういったものを着実に整備をしながら、外にまず広げていくということが必要ではないかなというふうに私は考えます。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 まず、そういう市場を確保して、農家の皆さんの所得を上げるのが目的というようなことで先ほどお聞きしています。そういう市場を確保して、これだけの農産物、例えば白菜なりキャベツ、大根必要なのだよと。何とか、今までの生産量では所得は上がらないわけですから、向上しないわけですから、それ以上のものをつくっていかないと、量的に向上にはならないのだろう。あと、例えばブランド化して単価を高くするだとか、そういうことをしていかないと、目的の達成が見えないです、今までの説明だと。その辺どうお考えなのですか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えします。

確かに市場の確保ですとか、そういうふうな大きな部分を最初にするというのは当然なのですけれども、今の現状、農家の現状、農業の現状というのを見ると、やはりそこに一気にいくことはできないのですけれども、要はどっちが先かという話にはなってしまうわけなのですけれども、生産性をまず向上させるためには流通ですとか、市場ですとか、そういったものの仕組みづくり、確保というものは当然必要と。あわせて、ブランド化ですとか生産量の確保ですとか、それも並行して行うということでございます。そういった具体的な方策を産業間連携推進会議の中でもしっかりと話をして、具体化をさせていきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長 高橋到君。

5番 説明書の50ページですが、山の幸運営業、これは地域農業支援事業などに対して補助を出すと書いていますが、この支援事業は具体的にどんなことをやっているのですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

ここの事業概要で書いてありますとおり、堆肥センターの運営などという形で、実際に赤字部分であります堆肥センターの運営に対する補助という部分がこの1,500万の主なものと考えております。

委員長 高橋到君。

5番 堆肥センターの運営が主だということですが、それでは一方で54ページの堆肥センター管理費、これ予算半分以下になっていますね。この半分以下にした予算でも十分にやっていると、こういうことですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

皆さんよくお分かりになっていると思います。両堆肥センターとも建設から年数が相当たっておりまして、機械設備、相当老朽化しております。毎年計画的に改善しなければならない部分を修繕料という形で置かせていただいておりますが、財政と相談しながらやっておりますが、昨年度については沢内堆肥センターの攪拌機の修繕が三百数十万という形で大きな金額でございました。

今年度、なかなか予算上も厳しくて、そういった大きな修繕料を置けないということで、私、先ほど説明しましたが、今年度の修繕はセーフティーローダー等の荷台の修繕の50万と、50万円の壊れた部分を修繕するというので、修繕料が100万円しかまず現段階で置けなかったということで、半減しているということでご理解いただきたいと思います。

委員長 高橋到君。

5番 それでは、湯田と沢内の堆肥センターを将来的には一本化するという考えですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

現在2つございますが、堆肥の搬入量は、沢内の10分の1が湯田堆肥センターという形になっております。沢内で集めた生堆肥を湯田堆肥センターに持って行って、そこで堆肥化しているというのが現状でございます。そういった部分で非常に経費がかさんでいるということもあります。

ただし、湯田堆肥センターのほうは、廃棄物の処理という形で行っておりますので、野菜くず等を受け入れていることもあります。そういったことも加味しながら、両堆肥センターの在り方については近い将来のうちに一本化するなり、そういった方向を考えていきたいというふうに思っております。将来的には一つにするべきだと思っております。

委員長 高橋到君。

5番 私も将来的には一本化したほうが良いと思いますが、それにはまず何年かかると思います。ただ、今現状、例えば今年雪が特に多かったからかも分かりませんが、湯田の堆肥センターなんて中にいても雪降ってくるような状態なのです。やっぱりああいうのを見ると、予算をこれ500万から200、半分にして、それでいいかなとは思いますが、予算がないというので、これはしょうがないですけども、早急にああいうのはもう修理したほうが良いのではないかなと思います。雪よりも雨のほうが大変だと思いますから。

それからもう一つ、58ページの中山間直接支払ですが、大変町にもとっても相当大きなお金が入るわけですが、これ対象にならない地域もあるわけで、西和賀は丸ごと中山間とか、そういう考えはなかったですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

中山間直接支払制度、平成12年に始まりまして、今回5期目という、5年対策で5期目ということになります。平成12年に導入された際に、傾斜度で対象農地、対象農地でないということは判断されて、急傾斜20分の1以上でない、岩手県の方針では対象外ということでしたが、西和賀地域には対象となる農地はほとんどないということで、西和賀地域だけ関係者だけでの対象農地として認められたという経緯がございます。

です、関係者だと100分の1ということで、100分の1あるかないかは肉眼ではちょっと分からないので、ここが対象になって、隣が対象ではないという農地がすごくいっぱいあります。農家にとっては、何でだという形でいろいろ協議してきた結果があります。そういったことで、町としましても、西和賀地域は非常に条件の不利な地域であるので、全面積を対象にしてほしいという要望を今もしております。ところが、なかなかそういった要望は通らないということが現状であります、全農地を対象にしていただけよう、今後も要望活動は続けていきたいと思っております。

委員長 高橋到君。

5番 西和賀丸ごとというのは、確かに条件、ハードルが高いと思いますが、それらの、せめて地域でここからここまでは対象、ここからは対象外と、やっぱりそれだけは避けてもらいたいのです。やっぱり同じ地域で同じ田んぼをつくっていて、ここからここを線引いて、ここからここはもう対象外だというようなところも相当ありますので、その辺のところは、それもまず県のほうにはお願いしているわけですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 あくまでも傾斜ということになりますので、傾斜がなければ、100分の1でなければ対象外ということになります。です、測り方次第ということも若干あるかもしれませんが、もう一度傾斜を測り直すなり、そういう

ことをして、100分の1あるところを対象にするということはあるかもしれませんが、県にこちらから100分の1のないところを対象にしてくれという要望は出しているわけですが、それが一律には対象にならないということで、違う、例えば西和賀は豪雪地帯なので、豪雪地帯を全域対象にしてくださいというような要望、あるいは山間地域、西和賀だけではなくて、山間地域は中山間、一つのくくりになっておりますが、中間地域に比べて条件は非常に悪いということが表れておりますので、山間地域を全て対象にしてくださいといった要望をこれからも続けていかなければならないと思っております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 では、私のほうから1点か2点お伺いします。

予算書の11ページですけれども、この県営の経営体の整備事業が今年もいろんな事業で予算化されているわけですけれども、この議会でも話になっていますが、今年度から水田の活用の見直しが始まり、特に今まで畑地で経営していた方が5年間のうちに水張り、いわゆる米の作付か水稻に関わる作付をしないと、交付金の見直しが、削除されるということが出ていますけれども。

これは、県内各地のみならず、全国でいろいろな波紋を呼んで、課題を国のほう、あるいは県のほうに、いろんな形で要請しているのですけれども、町としてもこの草地というのはかなりあります。それから、畑作のリンドウを含めて、田のそうした作付面積が多いわけですが、これを今後5年以内にやはり水を張るとなると、今まで私ども、私も農家ですからあれですけれども、実際水利のいわゆる保全がどうしても限られてくるために、水不足がかなり大きな問題として今度出てくるような結果に見られるのですけれども。

それで、その場合、やはりそれに向けた、なかなか町で独自となれば難しいと思うのですが、

この経営の、いわゆる県の土地改良区が事業主体だと思うのですが、この事業がやっぱり個々継続して、町内の土地改良区以外の団体、集落等にも果たしてこれ適用してできるものなのかどうか。その辺お伺いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

水路整備あるいは圃場整備につきましては、大きく言えば、国営、国が事業主体、その次は県営、県が事業主体、そして団体営という形で市町村あるいは改良区が事業主体ということで、事業はできることになっております。

ですので、西和賀土地改良区に入っていない湯田北部についても圃場整備事業が完了しておりますし、そういった部分では改良区外でもできるということになります。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。特に私ども北部については、土地改良区には入っていないとか、加入していないし、まだそれが組み立てられていないのですけれども、ただ集落としては組合ができておりますが、いわゆる河川の整備によってある程度までは整備はされたのですけれども、今後こうした事業が、特にやっぱり課題としてやっていただきたいとなる要素が十分に出てくるようですので、その辺を町としても積極的に取り組んでいただければと思います。

それから、もう一件なのですが、これは予算書の9ページですけれども、町有地の草地維持管理業務委託料77万1,000円というのが出ていますけれども、これのいわゆる状況とか、委託がどこになって、そしてどのような形でこの委託をされているのか。多分これの町有地というのは、私ども北部のほうかなというのも考えられるのですけれども、その辺を伺います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 これについては、山の幸王国のほうに委託しております。湯田の桧之沢のほうの

町有地の管理ということになっています。

委員長 北村嗣雄君。

2番 そうすると、私の勘違いかな。うちのほうの、いわゆる国有地との境にある草地かなと思いましたが、これはそうしますと、委託してということは、いわゆる運営も全部任せているという形なのか。これの実績とか何かというのは、長原牧場とは経営体が違うわけなのですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

貝沢の部分については、デントコーンを直営で作っていただいておりますし、この桧之沢の部分については草地を管理していただいているという形になります。

委員長 北村嗣雄君。

2番 まず、私もちょっと調べてみますけれども。

それから、先ほど同僚委員が申し上げております、この長原牧場の運営事業なのですけれども、これいわゆる実際に委託している分が、作業でしょうけれども、300万、それから草地の借上料が30万、そしてそれを含めると、まずトータルで三百九十何万になっているのですけれども、売上げが60万で、いろいろ状況は、事情もあるとは思いますが、去年から放牧、今回は中止するというか、廃止するというのでこの予算になっているのですけれども。ただ、いろいろ先ほどお聞きしたように、最終的にはここを返納する場合は所有者の、契約等があったのか分かりませんが、いずれ承諾なり理解の下でやっぱり精算が行われるでしょうから。果たして、今確かに畜産農家でも個人農家は草地の確保とかというのは難しい方もあると思います。ただ、私、今ここに立って、町のいろいろな財政状況なり今後のことを感じますと、こうして何年かたつとなれば、かなりの膨大な運営資金がここに組み入れられるわけで、ここを短期間というか、単年度の中で、やはりこれは温

泉事業ばかりではなく、こうした事業をある程度見直しする検討が必要と思われるけれども、その辺はどのように考えますか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

畜産農家も少なくなっておりますし、今後も少なくなっていくことが予想されます。したがって、この事業をそのまま10年後も同じように続けるということは考えておりません。現在、先ほど申し上げましたが、採草をきちっとやっているところと、掃除刈りということで維持しているという部分がありますが、維持している部分については近い将来、もうそこは草地ではなくするということふうに考えておりますし、採草地につきましてもまき直しがすぐ必要になりますので、そういった部分の費用対効果も考慮しながら、縮小していくという形を取っていきたいというふうに思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 2点についてお伺いしたいと思います。1点ずつ。最初は、この資料説明書の58ページの上段です。冒頭課長のほうから、概略というのは説明ありましたが、県営経営体基盤整備事業、私の川舟地区の基盤整備についてでありますから、一応この説明書に書いてある内容ではありますけれども、改めて具体的な説明を願いたいというふうに思います。取りあえず、これ1点で。もう一点は、あと猿橋のトイレの件なのであれですが、それはまた改めて。この川舟の基盤整備について概略を説明願いたいと思います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

58ページの上段に書いてございますが、川舟地区の土地改良整備事業は県営経営体育成基盤整備事業ということで採択されて、令和3年度から令和12年度までの計画で、地域内の105ヘクタールの区画整理を実施したいということで計画しております。総事業費が32億7,600万と

いうことで、莫大な事業費になりますが、なるべく早く供用開始になるよう、こちらでも力を入れてまいりたいと思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 今課長のほうから、これからの分も整備なるものを述べていただきましたのですが、今の水田基盤というのはもう50年前に、米の増産運動時代に、とにかく何でもかんでも開田、開田ということで開田した、いわゆる基盤整備というよりは区画整理で、全く開田事業だったわけでありますから。それから50年経過して、これは農業に限らず、何の場合でも50年前の施設でそのまま事業を続けるというのは一般的にあり得ないことでありますから、同じように都市基盤であっても、それぞれの時代の要請によってその使い道なり様々な部分が出てくるわけでありますから、そういう汎用性の高い基盤をつくらなければいけない。そして、好むと好まざると機械も大きくなってきておりますし、これからさらにスマート農業なり、あるいは無人の機械、そのようなものが、好むと好まざるとそういうものが入ってきて、そういう形でこの我がふるさとの農地を守りながら、その次の世代に送り届けなければならない我々の責任でもあるというふうに思います。

ただ、このとおり、いわゆるこの地球の表面を改造するものですから、多額の事業費かかるわけでありますけれども、そういうことを念頭に置きながら、金がかかる言いながら、全町的にもある意味進めていかなければならないというふうに思いますし。これは、時代が変わってきたから大分違ってきたのですけれども、この事業というのは受益者の農家の意識改革、意義づけ、これが極めて大きなポイントになるわけで、かつてはうちの田んぼだ、うちの土地だからということになったのですけれども、時代の変遷とともにそういう気持ちも大分薄れてきておりますし、公的資金を使う限りは、自分の個人の財産意識というのはやっぱりある程度制

限されなければならない、当然のことでもあるわけですから。一応計画的には10年というスパンを考えているようですけれども、できるだけ早く、ましてやこの水田活用の状態も変わってきておりますから、そういうような対応もありますので、何とか早急に鋭意進めていただきたいということをお願い申し上げながら、改めてそのことを、決意のほどをお伺いしたいと思っております。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

今回の水田活用交付金の変更というのは、西和賀に本当に大きな影響を与えるものと考えております。そうした中で、水田を有効に活用するためには、畑にも水田としても使えるような基盤整備をしていくことは本当に重要なことだというふうに考えております。西和賀町の場合、和賀川沿いにつきましては割と整備が進んでおりますが、ほかの部分についてはなかなか整備が進んでいないというようなこともありますので、今年度、本当にどのように水田を活用するのかといったことについては地域で真剣に話し合っていかなければならないものと思っています。

そうした中で川舟地区につきましては、ちょうどいいと言ったら語弊もありますが、今回計画を立てて、100ヘクタールという大きな面積で基盤整備を実施するというので、この事業についてはぜひ真剣に進めてまいりたいと思っておりますし、これに続く地域についてもぜひ出てくるよう、考えていただきたいというふうに思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 ありがとうございますというのは変ですが、ありがとうございます。

それと、大変ご苦勞をかけるわけですが、今回の、先ほどもありましたように、水田活用の見直しというのは、やはりかなり大きなエネルギーを使って、国への要請もそうですけ

れども、この自治体としてもかなり腹を据えてかからないと、本当にかんりの耕作放棄地が出るのではないかと懸念されるわけがありますから、西和賀町として、町としてやらなければならないこと、あるいは当然国や県なりに要請するなりという力を結集しながら、何とか取り組んでいただきたい。そのことを申し上げて、この分については終わります。

2点目の猿橋の農村公園のトイレの解体のことですが、先ほど課長さんのほうからは、解体をして、次の和賀川の改修の県の絡みということですが、確かに和賀川の改修の一定の図面までは多分大分前にできておるはずであります。そうすると、今の時点でその改修される見込みというのはどの程度の情報を得て、どの程度の進み具合ということになっておりますか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

どの程度と言われましても、最初は今の農地を潰してあそこを、新しい堤防を造ってというような大規模な計画だったのですが、それが今の住民説明の中では農地は潰さないという形で、若干今桜並木等ありますが、あそこが潰れる程度の改修ということは聞いております。

今回トイレを壊すというのは、昨年非常に評判が悪くて、春の段階で使用禁止という形にして、仮設トイレを置かせていただきました。今のトイレの改修も検討したのですが、今のトイレの改修ではとっってもこれ以上、使用者に満足していただくものにはならないというふうに考えまして、取りあえず今回は壊すということにしたところであります。

ここは、農村公園ではありますが、弁天島という町内でも有数の景勝地でございますので、観光面も考えながら、今後の整備については協議していきたいと思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 今課長からありましたように、あそこは、



ていただきながら、冬の間、農業のほうに携わってどうかということもお話しさせていただきましたので、ぜひこの辺をちょっとどんどんお話しただければと思いますけれども。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 ありがとうございます。西和賀で農業をやっている方で、冬、農業をやっているというのは非常に珍しくなってしまうと思います。というか、結局採算が取れなくて、冬の間は違う業務というものが多くなっています。温泉を活用したというのも一つの方法とは思いますが、それで成功している事例もあまりないので、冬の間やるということであれば、加工ということが考えられますし、あるいは農業以外、除雪というような形もありだと思っておりますので、半農半Xも含めて1年中農業で食えれば一番いいのですが、ここに暮らしていくということを一番の前提として考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 何か冬に農業というのは、難しいということの説明でございますけれども、私も、申し訳ないですけれども、ニンニクを使いながら黒ニンニクを生産させていただいております。お湯の、温泉の熱を利用しながらです。これも一つの方法ではないのかなと。それから、野菜の乾燥など、いろんなことを他市町村でやっているわけでございますので、そっちのほうも少し勉強して、研修したり、何とかさせて事業を起こしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 ありがとうございます。一つの可能性として、今来ている研修生、野菜を作っておりますので、こういうこともあるのだよというようなことについては伝えさせていただきたいと思ひます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で農業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の林業振興課の審査に移るため、2時20分まで休憩いたします。

午後 2時11分 休 憩

午後 2時20分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

林業振興課の審査を行います。林業振興課が所管するのは2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費であります。審査を行う前に林業振興課長から事業の説明を求めます。

林業振興課長。

林業振興課長 お疲れさまでございます。最初に、同席する職員の紹介をしたいと思います。主査の佐藤でございます。主任の高鷹でございます。地域林政アドバイザーの金子でございます。そして、私、課長の菊池でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、内容の説明ということで入っていききたいと思います。お手元の西和賀町予算説明書61ページから63ページ、これを主に説明をしたいと思います。そして、併せてということでございますけれども、皆様のほうに一般会計歳入歳出明細書林業課振興課の抜粋版もご用意しましたので、併せて御覧をいただければというふうに思ひます。

それでは、予算説明書61ページの上段を御覧いただきたいと思ひます。抜粋版のほうは、2ページから4ページが対応するところというふうになります。まず、有害鳥獣被害対策事業について説明をいたします。近年、有害鳥獣の目撃件数が増加するとともに、農作物等に対する被害も顕著となつてきております。特にイノ

シシによる被害が目立ってきており、早急な対策が求められております。その対策のため、西和賀町猟友会にご協力いただいて組織している西和賀町鳥獣被害対策実施隊に対し、有害鳥獣の捕獲や駆除を委託しておりますが、新たにイノシシ対策の経費分を上乗せすることとし、委託費を53万3,000円としたところでございます。

また、町民貸出用の電気柵購入費として新たに、備品のところでございますけれども、44万1,000円を措置するとともに、狩猟免許取得補助金を手厚くし、飼料ハンターの確保育成に向け、力を入れていきたいというふうに考えております。

続きまして、予算説明書61ページ下段を御覧ください。抜粋版は、4ページになります。森林エネルギー利用促進事業になります。平成22年度に策定した、薪利用最適化システム構築計画を継承し、引き続き森林バイオマスエネルギーの利用推進に取り組んでまいります。まきストーブの新規設置者に対するまきの進呈、農業まつりへの薪ストーブ展示会、薪割り体験コーナー等の設置のほか、森林組合で行っているチップ材買取り、具体的には町内の山から丸太を切り出してきて、森林組合に持ち込むと買い取ってくれる制度ということでもありますけれども、そういったもののかさ上げ補助の経費ということで措置をしております。

続きまして、めくっていただきまして、予算説明書62ページ上段を御覧いただきたいと思えます。抜粋版のほうは、5ページということになります。民有林整備促進事業でございます。この事業は、森林環境譲与税活用事業というふうになっております。町の地域資源である森林を活用し、林業、木材産業を活性化するため、地域林政アドバイザーの雇用、森林カルテ作成事業、森林所有者意向調査を旧沢内村の地区を対象として実施するものでございます。同時に民有林整備を進めるため、森林所有者等が森林整備のために行う作業道の作設等や、国や県の

補助事業要件に満たない間伐等に対し、補助金を交付して支援する経費となっております。

続きまして、予算説明書62ページ下段を御覧ください。抜粋版のほうは6ページになります。森のサイクル普及啓発プロジェクト事業でございます。植える、育てる、使う、また植えるという森のサイクルの重要性を普及啓発し、すぐそばにある豊富な森林が町の重要な地域資源であることに気づき、その資源をどう活用し、どう未来に残していくのか学習する機会を提供するものでございます。子供の頃から、森林林業に触れ、考えることで、将来の職業の選択肢に林業が入るようにしたいと考えております。森林組合に委託している森林体験ふれあい事業についても継続実施します。

続きまして、めくって予算説明書の63ページ上段を御覧ください。抜粋版は、引き続き6ページであります。町有林等整備事業です。造林地の下刈り、次年度の作業箇所測量等を実施する経費ということで措置をしております。

続きまして、説明書の63ページ下段を御覧ください。抜粋版、引き続き6ページでございます。民有林管理事業です。近年、急速に拡大しているナラ枯れ被害に対応する経費のほか、町有林及び町有林道の適切な状況把握のために実施するパトロールの経費、森林所有者等が行う里山の環境保全活動に対する補助経費ということになります。

続きまして、修繕料の中身について説明をしたいと思えます。歳入歳出明細書の抜粋版のほうをご用意いただきたいと思えます。まず、3ページでございます。林業総務費に修繕費として30万円を措置しておりますけれども、これは林業振興課所管の公用車の車検代及び修繕に充てるものとなっております。

続きまして、4ページ、林道維持管理費の100万円でございますけれども、町有林道30路線で総延長7万1,685メートルの林道の小規模災害の修繕に充てる経費となっております。

なお、大規模な災害が発生した場合は、別途災害復旧費に予算を計上して対応するというものとしております。

最後に、5ページの私有林整備促進事業の200万円でございます。これは、私有林における作業道が破損した際の修繕に充てる経費として措置しているものでございます。

以上、主な事業について説明いたしました。

ご審議のほどよろしく願います。

委員長 林業振興課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは3点ほど、もっとちょっとあるのですが、絞って3点ということで質問させていただきたいと思います。

まず、予算書のほうの歳入において、諸収入ということで、森林組合からの貸付金の300万の返済が収入の中に計上されておりますが、見込みとしては令和4年度、この300万については返済していただける、そういう見込みであるのか、その見込みについてということと。

予算書の4ページ、工事請負費ということで、林道三森山線の道路整備工事がありますが、その工事の詳細についてと。

予算説明書の63ページ上段の町有林管理費ということで、昨年よりも1,000万以上減額の予算立てとなっているその理由というか、訳について。まずは、お伺いします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、私のほうから順次お答えいたしたいと思います。

まず、森林組合の貸付金返済額300万円の件ということでございますけれども、令和3年度補正予算でもお願いをしたところですが、森林組合の経営状況を考慮して、300万円返済していただく部分を100万に減額をして補正をしたというふうな経緯があります。それで、まだその貸し付けた金額の残債といえますか、相

当額がありますので、令和4年度以降も返済を続けていかなければいけない状況にあるということなのですが、森林組合のほうと今協議をしております、この300万円が果たして本当に返せるかという部分、いわゆる第2次の経営改善計画、森林組合は立ててはいますが、その中身を精査していただいて、これがどのようになるのかということをお願いするようにならうように今お願いをして、その中身について協議をしていきたいというふうに思います。

ですので、これが増えるのか、減るのかという部分、ちょっとここではお答えできないのですが、その協議の結果を踏まえて、この部分は調整になる可能性があるということもまず申し上げたいと思います。

それから、2点目です。三森山の工事の詳細ということでございますけれども、令和3年度、まず湯川から秋田県境までやぶになっていましたので、これをまず仮払いをしました。一度車で実際に通って確認をしたのですが、路盤からキノコ、枝が出たり、脇の部分が崩れたりですとか、ちょっとそういった部分で整備をしなければいけないというふうなことをちゃんと確認をしたので、これを令和4年度整備をします。具体的には、約6キロメートルくらいだと思いますけれども、そこをブルドーザー等いわゆる路盤整備をするというのがこの中身になっております。約400万ということですが、それが中身になってございます。

それから、3点目でございます。町有林の整備事業が令和3年度に比べて金額が落ち込んでいるという原因なのですが、まず何点か理由がありますけれども、ちょっとそれを詳しく申し上げたいと思います。

まず、直接の要因ということでございますけれども、湯川地区で国有林から返地をされた4ヘクタールほどの造林地、ここで下刈り作業をしていましたけれども、これ終わったこと、これがまず大きな理由として一つです。

それから、現在大野地内、大野のほうの町有林を中心とした施業計画を進めているということでございます。この中身なのですけれども、これまでの育成のための間伐から利用期を迎えた森林の皆伐、再造林を主眼としたものに訂正するというふうな中身になっているのですけれども、予算計上の必要な育林事業が減って、令和4年度、予算計上の不要な皆伐作業、これを計画しているために、いわゆる町有林整備事業の歳出のほうに出てこないというふうなのが2つ目です。

それから、さらにということですが、もう一つですけれども、令和2年度から森林環境譲与税を活用した西和賀町民有林環境保全整備事業補助金を制定して、私有林での森林整備を推進する施策を行っている。これも含めて事業を進めているということもあって、それでいわゆる私有林の整備と町有林の整備のこの事業量のバランスですか、これを取っているということで金額が下がっていると。この3つの要因で町有林整備事業の予算、これの額面が下がったというふうになっています。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 まず、森林組合の貸付返済についてですが、森組さんの経営状態であるとか、設備投資等もいろいろ予定もあるということだと思うのですが、例えば機械を購入したいであるとか、そういう事情がある中で、減額をして返済をするということではなくて、やはり300万ずつ取りあえず返していただいて、その購入費はまた町の予算と、何か補助を使えるような事業で、別立てで出すような形が私は個人的にいいのではないかなと思うのです。やっぱり減額すると、いつまでも森組さんには返済金が残るという形なので、その辺は担当課とお話しいたいて、うまく言えばちょっと語弊がありますが、こうやっていただいたほうがいいのではないかなというふうに思って質問させていただきました。

町有林管理費についてですが、今の説明ですと、民有林の促進事業に重きを置いてやっているから、町有林管理については少しになっているというような、そういうようなニュアンスで聞こえるのですが、町有林は町民の大切な財産の管理の部分に当たるものですから、民有林をたくさん予算かけてやっているから、こっちは少なくともいいのだという考え方にはならないのではないかなというふうに思うのですが、その点はどのように考えていますか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

まず最初に、森林組合の返済の件でございますけれども、当然その機械の部分ありますけれども、やはりそれはそれぞれということですが、あと大きな要因として累積欠損の部分がありまして、その兼ね合いもありますので、一概にちょっと幾らとこう決められない部分がありますので、それも含めて今精査をしているということでございます。

それから、2点目ですけれども、民有林の部分を重きを置くので、町有林を減ということで、ちょっと言い方が悪かったのですけれども、そうではなくて、町有林のほうも大野地内の皆伐事業をします。実際皆伐の場合なのですけれども、保育の部分と違って、経費としていわゆる歳出、こういったものが出るということではなくて、実際は皆伐をして、その経費と売り払った額を相殺した形で収入ということで出てくる仕組みになっているために、歳出のほうでの管理経費ということでは出てこないとなっていますので、町有林のほうは大野地内の皆伐事業をやりますと、併せて民有林のほうもやっているということでございます。

これ森林組合が事業を担当しているということで、やはりマンパワーですとか、機械の部分がありますので、青天井でできるわけではないのですけれども、そういった兼ね合いで町有林整備事業、ちょっと金額が下がったということ

でございますので、よろしく申し上げます。

委員長 淀川豊君。

10番 金額が下がったという話は分かりますが、今は木材高騰しているような状況であったり、林業関係者にとってはすごく追い風な、そういう状況にあるのだというふうに思うのですが、やはり町有林の木を売買するに当たっても、一円でも高いところで、そういう時期に売れるということがやはり町民の財産ということでは大変重要ではないかなというふうに考えますので。そういう時期を逃すことなく、大野地区で皆伐やるからそれでいいのだというようなことではなくて、やはりいつでもそういうところで対応できるような、そういう町有林管理をやっぱり考えていかなければならないのではないかなというふうに考えますが、その点はどのように考えますか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

まさにご指摘のとおり、ウッドショック等、今木材価格が高くなっているということでございますので、ここを捉えて、いわゆる大野地区の皆伐事業を施業して、できるだけ高い金額で売ろうということで取組をするということでございます。

委員長 林業振興課の審査の途中でありますが、東日本大震災の発生した午後2時46分の黙祷のため、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時40分 休 憩

午後 2時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

引き続き、林業振興課の審査を続けます。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6番 予算説明書の62ページ、森のサイクル普及啓発プロジェクト事業でございます。こちらは1つは、植樹は令和4年度は計画にこれ入っていないので、やらないのか。

それから、森林体験学習ふれあい事業は、町

内の小中学校に対して行っている事業だと思うのですが、これは全ての学校で行うやつだったのでしょうか、その辺まずお聞きします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 森のサイクル普及啓発事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

令和4年度、植樹については計画を今段階ではしていないということでございます。

それから、学習事業のほうですけれども、これは町内全ての小中学校を対象に実施をすることによってございます。全ての学年ということではなくて、特定の学年ということになるのですけれども、小中学校全てを対象として実施をしているものでございます。

以上でございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 全ての学年ではないにしろ、4校でやっていらっしゃるいましたか、分かりました。

植樹なのですけれども、今環境譲与税も町に入ってくる中で、事業概要を見ますと、やはり森のサイクルということで植える、育てる、使うという概要があるにもかかわらず、一番最初の植える部分がないということは、これいかに思うのですが、その辺はいかがですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

確かにこの予算説明書のほうには、植える、育てる、使うというふうな部分があるのですけれども、植樹祭の場合、特にも所有される方との調整、植える場所ですね、これがなかなか見つけるのが難しい。不可能ということではなくて、難しいという部分がありますので、十分調整をする必要があるのかなというふうに考えております。そういったことも含めて、植樹祭についてはまた改めて場所等も含めて検討する必要がありますというふうに考えております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 植える場所が難しいということでありま

すが、令和4年度はそうすると、まず取りあえずやりませんよということなのでしょうけれども、国から譲与税が入る中で事業に対する……これ非常に町の林業ということも、子供たち等に郷土愛を育てるすごくいい事業なのです。国からも、これ表彰いただいているはずです、すばらしい事業ということで。ちょっとその辺、林業振興課のやる気というか、そういうのがちょっと見えないのですが、これどうなのですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

すみません。ちょっと植樹祭といったときに、大きくいろんな人たちを招いて、広いところとするというイメージで考えてしまったので、すみません、ちょっと行き違いがあったようですので、改めてお答えしたいと思いますけれども。確かに子供たち、今まき割り体験ですとか、そういうもの、あるいは現場を、いわゆる機械を使って実際に伐採をしている現場等を見せたりという部分が中心になっているのですけれども、木を植えるという部分で、小規模な部分ですので、そういったことも含めて学校の先生方と協議をして、そういったものを取り入れながら、やはり森林に対する理解ですか、こういったものを深めていきたいというふうに思います。ちょっとすみません、行き違いになりまして。よろしく申し上げます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 行き違いではないのだと思うのですけれども、植樹祭にも子供さん方全員ではないのですけれども、いつもはそういう子供さん方も参加されてやる事業だったと思うのですけれども、そういう部分です。これ本当に子供たちを育てる上で大変重要な事業です。その辺もう少し重要性をお考えいただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

令和3年度のちょっと取組ということになっ

てしまうのですけれども、令和3年度の北上・和賀地区の植樹祭、これ巢郷地区において開催をしたときに、湯田小学校の自然愛護少年団の子供たちを招待して植樹活動に参加をさせていただいたということでございます。当然植樹祭というときは、やはり子供たち、招待をして、一緒に作業をして、いわゆる森林の重要性ということ伝えていきたいというふうな考え方でおります。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 説明書の61ページの林業総務事業費の中の備品購入費と負担金及び交付金についてです。今有害鳥獣被害の状況、そういうのを見てこの数字になったと思うのですけれども、その辺のことを説明願います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

まず、令和3年度の有害鳥獣の苦情の件数ということで、実態ということでお知らせをしたいと思います。

まず、ツキノワグマでございますけれども、24頭、春熊のほうで7頭、それから通常の有害捕獲で17頭といった内訳になっております。それから、イノシシが3頭、それからニホンジカが3頭、ほかに小動物、そしてカラスですとかタヌキ、ハクビシンといったことが状況となっております。

それで、イノシシが3頭ということなのですけれども、実際その目撃等は非常に多くなってきております。実際ちょっとイノシシのほうに関しては、これは捕獲するのがなかなか難しいです。賢い動物で、そう簡単に捕獲ということにならないので、そういった実態を踏まえて今回電気柵を購入して、捕獲というよりは近づけない、そういった対策を重点的に行う必要があるということで、電気柵の補助金です。あるいは、備品として貸し出すための電気柵を購入するといったところを措置したということでござ

います。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1 番 その被害状況を見て、数は大体把握して、補正においては余っていた部分もあったので、今回はきちっと数字把握してやっているということですか。

そして、数的には10万円ほどでしたっけ、かかるみたいな説明もありましたけれども、そういうのを換算して、大体トータルしてどれぐらいの数をどの程度やりたいのか、そして今それに対して町民からどれぐらい、その数について要望等を受けているのか。もし受けている部分があれば、お知らせください。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

まず、備品のほうの44万1,000円でございますけれども、これは3反歩用、30アール用のもの、囲うものが3台ということで計画をしているところでございます。

それから、補助金の100万円でございますけれども、これは10人分を予定しているということでございます。

現在町民のほうから、電気柵を要望されている件数5件ほどということで把握をしているのですけれども、決してこれで十分だというふうな考え方は持っておりません。当然年によって増減する部分がありますので、そういったものもきちんと捉えながら、実態に合った対策を展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1 番 令和4年度は、その実態に合って、これで足りないということでもありますけれども、まずぼぼ間に合うということでの設置というか、この購入及び貸出しの分ということでよろしいですか。

そして、やっぱり一気にやらないと、やっているところは来ないかもしれないですけども、

その分がほかに行ったりするので、その辺まできちっと考えてやらないと、やっぱりそういう計画も欲しいと思うのですけれども、そういうのはしっかり検討なされているのか、その点お伺いします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

この台数で間に合っているかということに関しては、予算の関係で、この台数で全て間に合っているわけではないです。ちょっと我々としても努力はしたのですけれども、ちょっと間に合っている台数ではないということでございます。

ただということですが、やはり対策が漏れてしまうと、ほかの農地を荒らしたりですとか、そういうふうなこともありますので、これ当然緊急に措置をしなければいけないと。そういったこともありますので、例えば6月補正で足りない部分、こういったものをお願いしていかなければいけないのかなというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1 番 これやっぱり、今5件聞いているということですが、まだまだあると思いますけれども、やっぱりそっちの調査もほしいと思いますし、実際補正で減額していて今上げるという、その状況をどういうふうに判断したらいいかわからないのですけれども、やっぱりしっかりした調査と、あと必要の台数、そういうのはきちっと計画的にやって、お金がない分は補正でとかと言わないで、きちっとその辺やっぱり予算化するような形で、いずれきちっとしたデータは取っているということですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

あくまでも林業振興課で押さえている部分なのですけれども、これ連絡があった部分でしか押さえておりませんので、ひょっとすれば連絡

をしない方もいらっしゃるというふうに思います。当然これは、黙って待っているということではなくて、例えば行政区の代表ですとか、そういう方にも当然これ声かけをして、しっかりとこの情報というものを掘り起こして、掘り起こしといたしますか、情報を把握していくというふうな必要があるかというふうに考えております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 説明書の62ページの上段の民有林の整備促進事業なのですが、これまでも説明伺った部分もあるのですが、どうものみ込めていないので、この際少し詳しくご説明いただきたいのですが。ここに事業が①、②、③、④とあります。これらは、どういうふうな順番でされるのか、同時に進められるのか、いつまでかかるのか。そういった見通しをちょっと教えていただきたいなと思います。

もう一点は、地域林政アドバイザーのお仕事なのですが、このアドバイザーというのは誰に対してのどういうアドバイザーになるのか、アドバイスをされるのか。その辺を具体的にお伺いしたいなと思います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えをしたいと思います。

まず、民有林の整備事業ということですが、ちょっと概略、国または県の補助事業に採択されない間伐、更新伐、皆伐、あるいはその作業道の新設、修繕、そういったものに対するのがまずこの民有林環境保全整備事業ということにありますけれども、内訳で委託料の部分ですよね、なので、まず時期として決まっているもの、これはこの時期にやりますよという部分、ちょっとお知らせをしたいと思いますけれども、林地台帳につきましては税務課のデータと、いわゆる変わった部分、これは更新をするということですので、いつにやるということはないのですけれども、これは年度

内にやるもの。それから、森林所有者の意向調査、これは旧沢内村の地域を対象として今年実施すると。これは、4月から10月、この時期を予定しております。それから、森林カルテの作成業務も大体年度いっぱいかけてということですが、これも、これ森林組合のほうに委託をして、地域を決めて現状を整理する業務です。それから、林業専用道の仮払いということですが、これは当然雪が降るまでです。いわゆるいきなり4月からということではないのですけれども、草が生い茂ってくる5、6月くらいからまず9月、10月といったところがスケジュールになるというふうに考えております。

それから、地域林政アドバイザーの件で質問がありましたけれども、最初にご紹介した隣の金子さんが地域林政アドバイザーとしてお願いしている方ということになります。具体的に業務の中身ということなのですが、なかなか事務職だけでは林業の現場というのがつかみ切れないということがありまして、林業の専門的な立場から行政の政策の立案ですとか、実行ですとか、そういったものもアドバイスしてもらおうと。プラスして町民に向けて、自伐型ですとか様々な作業ありますけれども、そういったものも具体的なアドバイスをするというのが業務の中身になってございます。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 まだ十分理解はしていないのですが、何となくあれなのですが。意向調査に関して、これは具体的に4月から10月、どういう調査内容で考えていらっしゃるか。幅は広いかもしれませんが、やっぱり重点的に突っ込んでいかないと、物にならないのではないかなと思いますので、そういったちょっと具体的に意向調査をお伺いしたいです。

カルテのほうは、森組に委託しているからよく分からないということでしょうか。これも相当時間がかかるのだらうなと思いますが、どれ

ぐらい進んでいって、どんな感じになっているのか。その2点。

それからアドバイザー、ご苦労さまです。よろしくお願ひしたいと思ひます。自治体に対するいろいろなアドバイザーは、常に一緒にいるからいいと思ひますけれども、町民向けではどのようなことをなされたのか、お伺ひしたいです。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。

意向調査の詳しい中身ということでございますけれども、これはまず所有している方が自分の持っている森、どこにあるかという部分、分からない方も相当数います。こういう方々に、こちらで持っているデータとして、こういった場所にこれくらいものがありますよということをお知らせをします。その上で、自分の持っている林、森ですけれども、それを今後どのように管理したいかということ具体的に聞くというふうな中身になっています。

いわゆる現状をその所有者のほうにお知らせをしつつ、将来的に管理をどのようにしたいかと。自分で管理するのか、それとも町のほうにお願ひしたいのか、いや、自分で管理する先を探すのかと、そういったところまで踏み込んで意向調査をするというのが中身になっています。それらを基に町の今後の施策を考えるということになりますけれども、まずその現状把握をするということで、先ほど申し上げたことについて調査をするということでございます。

それから、森林カルテのご質問がありましたけれども、これは森林組合のほうに任せっ放しということではなくて、しっかり現状把握していただいたものを成果品として町のほうで受け取っております。今までのちょっと経緯を申し上げますと、これは平成25年から取り組んでいる事業ということでございまして、令和3年度までこれ調査をして調べた面積、合計で2,004ヘ

クタールとなっています。全部で8,643ヘクタール、私有林面積があるので、大体まず4分の1行かないのですけれども、4分の1ほどはまず終わったということで、まだちょっと時間がかかるのですけれども、そういった状況で、こちらとしても把握しているということでございます。

それから、3点目林政アドバイザーの町民向けの事業ということですが、これ本年度はチェーンソー、いわゆる木を切るためのチェーンソーの使い方講習会、そういったものを実施したということでございます。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 この意向調査で、私は非常に、杉なんかだと相当年数たっているの、急がなければならぬのではないかなと思っております。そういったところに手当てしながら、引き続きやっていくというふうなことが必要ではないかなと思っております。すごく嵐なんか来ると、どんどん立木が倒れているような状態も見受けられますので、あまりゆっくりしてられないのではないかなというふうな気がするのです。民有地のそういった財産があまり目減りしないうちに収入につなげていくということをぜひ念頭に入れていただきたいと思います。そのためには、意向調査もそうですが、この森林カルテというのに関わってくるのですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

当然森林の現況をしっかり把握をするということで、森林カルテの調査内容も関係してくるということでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 せっかくあといらしているの、金子さんにお伺ひしていいでしょうか。それは駄目だね。それではやめます。本当は、何かの機会に、そういった実際に働いている内容で、課のほうで課長が受け取った、アドバイザーがこれから

やりたいようなことというのを受け止めていませんか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

私が代わって金子さんのやりたいことということのお話をするわけですが、まず個人的には自伐型林業ということで、小規模林業ということで取り組まれておりますので、ライフワークとして取り組んでいますので、その部分は私としてもさせていきたいと。

併せてなのですけれども、町有林の部分、町有林の経営計画、この部分で今後どのような活用をしていくかということの計画ということがあるわけなのですけれども、その部分についても力を入れて取り組んでいきたいと。我々も当然これは必要だというふうに考えていますので、一緒に町有林の活用について考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で林業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の西和賀さわうち病院の審査に移るため、午後3時30分まで休憩します。

午後 3時18分 休 憩

午後 3時30分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、西和賀さわうち病院の審査を行います。西和賀さわうち病院が所管する議案第40号令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計の予算の審査を行います。審査を行う前に、病院事務長から事業の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまでございます。令和4年度当初予算説明を申し上げる前に、当委員会に出席させていただきます職員を紹介させていただきます。主任の赤石広光です。私は、事務長の東清彦です。どうぞよろしく申し上げます。

令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算案についてご説明申し上げます。

なお、概要につきましては、今議会初日の議案上程の際に、提案理由として説明申し上げておりましたので、ただいまはいわゆる3条予算の収益的収支と4条予算の資本的収支の概要について説明申し上げます。

初めに、予算書の23ページをお開きください。最初に、病院事業費用について要点を申し上げます。給与費には、5億6,435万3,000円を見込んでおります。この支弁対象者は、医科医師2名と歯科医師1名、看護師29名、その他医療技術員17名、事務職員4名の計53名であります。

なお、医科医師の体制についてであります。令和3年度は常勤医師3人体制となっておりますが、新年度の体制については予算編成時点でまだ確定しておりませんでしたので、本予算では2名分の予算計上としております。

また、会計年度任用職員に係る人件費は、5節の給料と、10節の手当にそれぞれ27名分を計上しております。この支弁者は、医師1名、看護師4名、その他医療従事者2名、事務職員等20名であります。

続きまして、24ページを御覧いただきたいと思っております。2目の材料費は、前年度より249万円ほど減となりましたが、これについてはそれぞれ今年度の実績を参考に積算して、計上しておるものでございます。3目の経費は、前年度より125万8,000円の減の2億267万6,000円としております。

この増減となる主な理由につきましては、26ページを御覧いただきたいと思っております。14節委託料、医事業務委託料に新たに入院会計を追加委託することとし、約334万円を増額してござい

すし、28ページを御覧いただきたいと思います。旧病院のオイル地下タンク廃止業務委託料として47万3,000円、その下の計量器検査業務委託料、これは2年に1度の点検のものになります。6万円を計上しております。

また、29ページ、16節の出張診療費ですが、前年度より500万円減の5,500万円を計上しております。常勤医師の負担軽減や研修日の代診医師の確保、あと小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、整形外科、神経内科、矯正歯科等の専門診療の実施、また夜間、休日に対する日当直医師の確保等のため、所要の額を計上しているものでございますが、令和4年度については応援日程等の調整や休止等により、減額となったものであります。

29ページ、4目減価償却費ですが、前年度より2,134万5,000円少ない8,786万9,000円を計上しております。

5目長期前払消費税償却につきましては、資本収支における消費税の一括償却による経営圧迫を回避するため、地方公営企業法施行規則で認められている償却でありまして、新年度は2,097万2,000円を見込むものでございます。これら医業費用のほかに、企業債利息など医業外費用214万2,000円、特別損失、予備費を含めた病院事業費用の総額を9億6,844万6,000円に計画するものであります。

次に、20ページにお戻りください。病院事業収益についてご説明いたします。医業収益のうち入院収益につきましては、前年度を137万9,000円下回る3億3,810万8,000円としております。これは、地域包括ケア病床の導入による増収も横ばいと見込み、令和3年度前半までの実績を基に、目標とする病床稼働率を掛け合わせて算出した額となっております。患者数につきましては、入院病床稼働率の目標を70%に設定することで、年間で延べ1万220人、外来は前年度の実績を参考に医科外来が2万3,120人、歯科外来が6,524人としております。

3目のその他医業収益では、他会計負担金として繰入れ基準に基づき、救急医療の確保に要する経費と保健衛生行政に要する経費の合計で3,914万1,000円を予定しております。

21ページ、医業外収益の2目他会計補助金につきましても同様に繰入れ基準に基づくもので、僻地医療の確保に要する経費や不採算地区病院の運営に要する経費などで前年度より1,357万6,000円少ない1億5,902万2,000円を見込みますが、一般会計からの補助金を減らすことができた最大の要因は、やはり地域包括ケア病床の導入という病院独自の経営努力によるものであると考えてございます。

収益については、入院患者数の増減によりばらつきはあるものの、引き続き地域包括ケア病床を維持していくための施設基準を適正に管理しながら、患者様の在宅復帰に向けて尽力していきたいと思っております。

4目長期前受金戻入につきましては、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の償却分を収益として計上するもので、6,083万1,000円を見込むものでございます。

これらの病院事業収益の総額は9億150万8,000円で、収支差引き6,693万8,000円の欠損金を見込んだ予算となりますが、現金支出を伴わない退職給付引当金、減価償却費、長期前払消費税償却、資産減耗費などで1億2,800円余り計上していることなどから、現金が不足するという事態に陥る心配はございません。

続いて、資本的収支及び支出予算についてです。9ページをお開きください。支出計画から申し上げます。建設改良費における設備費にメンテナンス期間が終了する画像管理システムと、歯科で使用する除菌・滅菌用洗浄機ユニットの新規更新等で総額1,783万8,000円を予定しております。

また、2目施設整備費として、医師住宅建築工事と、それに付随する実施設計業務委託料、設計監理業務委託料等で総額5,158万1,000円を

計上しております。医師住宅建設につきましては、常勤医師及び応援医師はもちろんのことですけれども、3か月程度勤務いただきます専門研修医師や、1か月ほど滞在となる地域医療研修医師等の宿舎先の確保、あとは病院に勤務する専門職員の確保に関わって、宿舎の有無が大きな選考理由となっていることなども鑑みまして、さらには医師、研修医は急患への対応等も出てくるということで、病院敷地内の建設が望ましいというところで、今回新たに予算計上をお願いするものでございます。

2項は、企業債償還金のうち元金分3,842万2,000円を計上し、資本的収支の合計は1億930万7,000円となります。

8ページを御覧ください。資本的支出の財源について申し上げます。企業債5,840万円、他会計出資金195万5,000円、他会計負担金3,842万2,000円、県補助金1,053万円で、収入の合計も1億930万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上は、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

これより議案第40号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、1点ということでお聞きしたいと思いますが、医師住宅の整備事業ということでお聞きしたいと思います。

まず初めに、今事務長からもご説明があったわけですが、この医師住宅の建築工事4,662万9,000円ということの予算であります。今回建築工事と併せて、これも実施計画の委託もその予算の中に含まれているような状況ですが、これ実施計画ができていないということは、図面も数量計算書も積算根拠がないということかと思いますが、この4,662万9,000円の主な内訳

についてお知らせをいただきたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えしたいと思います。

今回、医師住宅を、今予算説明申し上げた規模については木造2階建てで、1棟で2世帯入れるような住宅を予定してございます。規模につきましては、現在建っております湯田の若者住宅の規模を予定してございます。

積算した根拠ということでございますが、根拠につきましては、現在病院の周りにある単身棟がございしますが、当時の建設の資料等を参考に、この湯田若者住宅のものに当てはめて計算をして、現在材木等物価高騰を鑑みて、それに25%の上乗せをした金額で積算をいたしてございます。木造2階建てで1階が駐車場ということで、現在湯田若者住宅の建っておりますその規模を想定してございしますので、それに照らし合わせて計算したというようなこととなります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 医師住宅の建設というのは、ここ一、二年で、個人的にはそういう必要があるというような話はあまり聞かないままに、今回令和4年度の予算に突然出てきたなという感覚ですが、事務長的にそれが必要だということが分かっていたのであれば、やはり令和3年度であるとかに実施計画を予算編成して立てて、それから我々に、議会に対してはその場所であるとか、そういった外観であるとか、そういったものについても説明をしながら、この建築工事の予算についてご審議をしていただくというのが普通の流れではないかなというふうに思いますが。今回これが、私は個人的にイレギュラーなやり方ではないかなと思いますが、こういったやり方になったということについては何か特別な事情等あるのか、その辺について。

委員長 内記町長。

町長 私から、経過と今回に至ったところをご説明させていただきたいと思います。

私が本当に就任直後ですけれども、12月の補正に向けて設計業務を補正したいというようなことで相談ありまして、国保の審議会にもかけました。ただ、その時点で、まだ判断を出しかねる中で国保では協議いただきましたけれども、そのときにいただいた概算の予算というのが6,000万以上ということで、1棟当たりにする3,000万ですので、こういう額で必要とはいえ進めるというのはどうかというので、立ち止まりました。

そして、ほかに方法はないか、あるいは本当に、ちょっと話前後して恐縮ですけれども、院長先生からは、この件については病院設立当時の懸案事項だというお話をいただきました。下手すると、本当に住宅があるかなしかで、お医者さんたちの今後の仕事にも影響するというような。といいますのは、看護師さんを集めるに当たっても、常時その宿があるという状態で募集をかけないと、なかなか最後のさわうち病院に来てもらえるという状況をつくり出せないというのがここ何年もずっと続いてきているというお話でした。

そういうようなもろもろのお話を聞いて、必要性は確かにそうだなと、私自身納得いたしましたけれども、ただいかにせん1棟で6,000万で、1世帯当たり3,000万というのはどういうものかということで、ちょっと内輪的な話で恐縮ですけれども、若者住宅でも単価の問題、いろいろなっている中でどういうものかと。ここは、やっぱり考え直すということで、先生から聞いてみると、何もそんな豪華に造る必要はなくて、それなりに住んでいただければいいのだというような話をやり取りの中でさせていただき、私が思いつきましたのは湯田に、そういう個人1人を設定したコンパクトというか、そういうものがあるのではないかと。そういうような参考をしていただいて、もっとコストを低めるような形、単に安くするというのもなかなかできないことでしょうか、例えば広さとか、

進入の方法とか、そのようなところを見直してということで、当初よりは狭くはなりましたけれども、こういう形でいけそうだとということで、今の案に落ち着いてお願いしようとしたものです。

ただ、ちょっと同時にこういう形で出すのがイレギュラーではないかというお話は、その点は反省いたしますけれども、なるべく早く欲しいというような状況を加味して、その辺を総合的に判断して、このようなお願いになった経緯でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 町長のご説明は、理解をしました。これ建築工事あるいは実施設計委託も含めての予算であります。今回この予算が通って、実施設計の業務委託は大体めどとしていつまで終わって、そして建築工事はいつぐらいから始めたいと、その構想について何かあればお知らせください。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ご説明いたします。

まず4月早々に入札等、設計の入札等をいたしまして、その単価が決まるのが5月ぐらいだというようなお話を伺っておりますので、実施設計については夏前には完成していただきたいという予定で考えてございます。

その後は、8月、9月の入札で建設と管理の業務のほうのお願いをして、できればそのとおり冬の工事は避けたいのですけれども、今年度の途中の事業でございますので、どうなるかわかりません。なるだけ今年度中というか、今年中には建設したいなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 発注のめどについては理解しましたが、実施設計ができなければ建築工事の発注もできないということなので、個人的には、例えば建築工事については6月の補正対応でということ

でもよかったのかなという気がするのですが、今回当初予算でいきたいということだったので。この建築工事の発注については、町内業者で考えているのか。例えば設計業務についても町内で考えているのか、町外で考えているのか、その辺の構想についてお伺いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

いずれも町内の業者さんを想定してございます。

委員長 刈田敏君。

1番 ただいま事務長から説明聞いて、いろんな用途というか、研修医の先生方とか看護師まで入るといような形で、最大これ2世帯ということ。なかなか数的には、私どもが求めるのはもっとというような感覚でしたけれども、この2世帯に決定したその辺の理由と、あとそれで看護師に対しては間に合うのかという、その辺2点お伺いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

2世帯、少ないのではないかとこのころですが、現在病院の敷地はちょっと限られておりますので、想定としてはすみれ薬局さんと現在ある医師住宅の間に建設してはどうかということで、こちらで考えてございます。

あとは、もし増やしていくとなると、場所的にまた検討が必要になるということもありまして、取りあえずは2棟というところをお願いしたいというところです。

あと、病院の周辺以外に、旧病院の周辺にも医師住宅がございますが、現在その使用状況というのは、4棟あるのですけれども、2棟は現在入っているというような状況です。1棟については、もうちょっと修繕もできないような状況になっておりましたし、1棟については修繕すればまだ使用ができるような状況になっておりましたので、そこについては安価な修繕で対応できる部分については対応して行って、そち

らのほうも利用しながらということ考えております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 救急の医療、救急車による患者さんの受入れの実態というのを伺いたいと思います。

委員長 皆様にお伝えします。4時までに本日予定の審査が終わらない場合は、時間を延長し、終了するまで審査を続けます。

病院事務長。

病院事務長 大変申し訳ございません。救急の資料をちょっと今日持ち合わせておりませんでしたので、後ほどお知らせしたいと思います。すみません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第40号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の審議をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日の日程を終了いたします。

次回は14日午前9時30分より学務課から順に生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を行いますので、よろしくお願いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時57分 散 会